市町村提案テーマに係る意見交換

下水道等のライフライン施設の管理のあり方について

［資料３］　（遠野市）現状・課題、意見交換の趣旨について

［資料４］　（総務省自治財政局公営企業課準公営企業室）説明資料

［資料５］　（県土整備部）県の施策等について

資料３

令和７年度県市町村連携推進会議

下水道等のライフライン施設の管理のあり方について

令和７年10月31日

遠野市

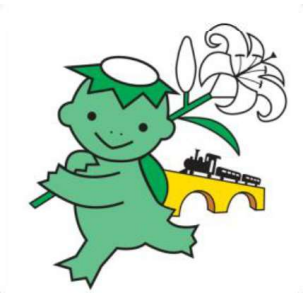

汚水処理に関する現状と課題

・本市は、人口減少、施設の老朽化等を受け、汚水処理の体制全体を見直さなければならない状況にある。

・農業集落排水施設等は、使用者の減少により一般財源からの繰入が増加し、過大な財政負担となっている。

・汚水の広域処理については、本市の地理的要因から負担額が高額となり、単独処理の方が安価に処理できる可能性があることから、処理方法について検討を重ねている。

汚水処理の流れ

本市の汚水処理は、以下の４つの方法がある。

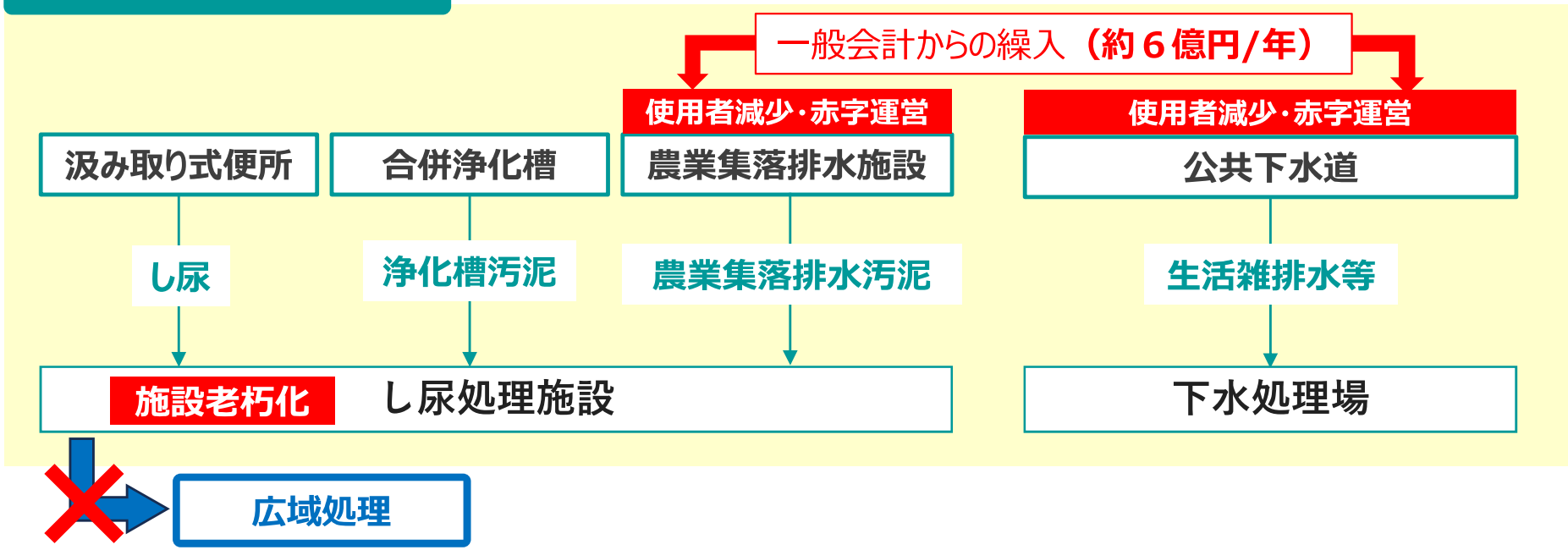

・施設建設費や建設後の管理運営費は、**約50億円**を超える。（地理的要因から運搬コストが割高）
・市単独でのし尿処理施設があれば、災害時に他市町村の受入処理も可能。（リスク分散）

市単独で汚水を安価に処理する手法、赤字施設の改善に向けた検討が必要

課題に対する改善策の検討状況

課題		改善策	
農業集落排水施設	人口減少に伴う利用者の減少、赤字運営	農業集落排水設備の廃止、**合併浄化槽への転換**	将来的な一般財源の赤字補填の削減（削減額累計：約18億円）
農業集落排水施設	施設の減価償却（補助金返還）	施設の有効利用	補助金返還額の減少（国庫補助金総額 約９億円のうち、返還額○○○○万円）
公共下水道	人口減少に伴う利用者減少、赤字運営	下水道区域の縮小	将来的な一般財源の赤字補填の削減（削減額目標：３億円/年）
し尿処理施設	施設の老朽化	既存施設の延命化、新たな処理方法への改修	R21まで施設機能を維持予定
し尿処理施設	施設の老朽化	合理的な処理手法の検討	将来のし尿処理量を仮定し、検討中

資料４

下水道事業の現状と課題等

総務省

令和7年10月

総務省自治財政局準公営企業室

山田　翔平

１．下水道事業の現状と課題

将来の需要水量（推計）

○　今後、**人口減少等に伴い水道の有収水量（※）の減少が予測**されており、下水道の有収水量も同様の減少傾向になると考えられる。このため、これに連動して使用料収入の減少が見込まれる。

○　**特に、小規模自治体においては、人口減少率が高く、有収水量の減少が大くなることが見込まれる**。

※各家庭等では水道の有収水量が基本的に下水道の有収水量になるため、将来的な増減傾向は上下水道で共通すると考えられる。

■人口規模別の人口減少率（2010年⇒2040年）

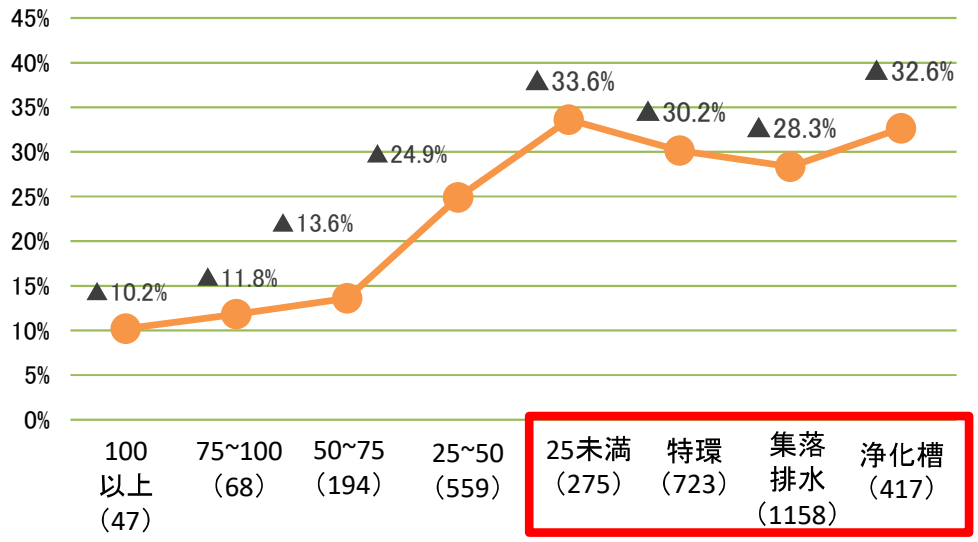

公共下水道事業
※区分は処理区域内人口密度（人/ha）

■公共・流域下水道の施設利用率の推移

○　公共・流域下水道の施設利用率は、人口減少や節水等の影響で下がってきている。

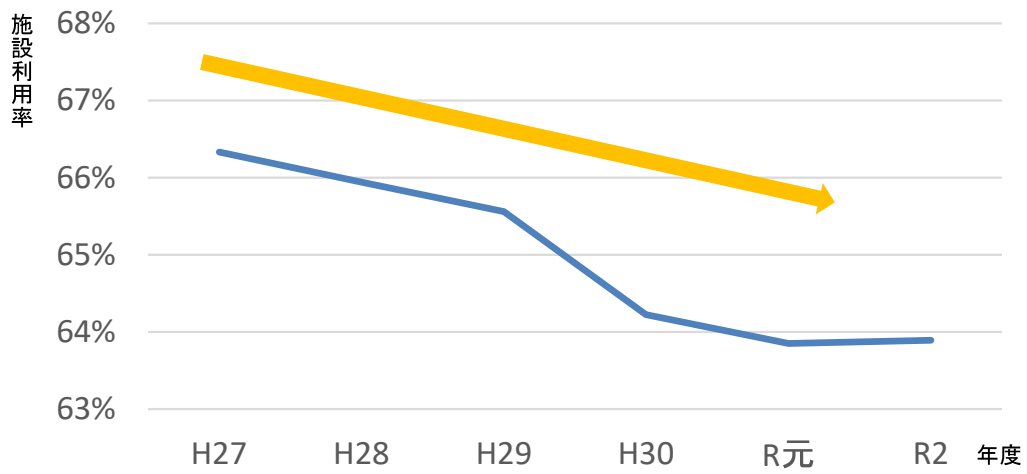

$$施設利用率 = \frac{晴天時一日平均処理量}{晴天時一日処理能力} \times 100$$

出典：地方公営企業決算状況調査

※2010年から2040年の人口減少率　※減少率は各処理区域内人口密度区分内の団体の単純平均
※国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」（平成25年3月推計）より総務省作成
※括弧内は事業者数（福島県及び一部の事業者は推計人口のデータがないため除外）

【都道府県別】主な経営比較分析表（施設利用率）

○ **施設利用率（全国平均）は63.8%**となっており、全国平均を上回るのは22団体、下回るのは25団体となっている。
○ 都道府県別に見ると、最も高いのは沖縄県（84.6%）、最も低いのは和歌山県（45.0%）となっている。

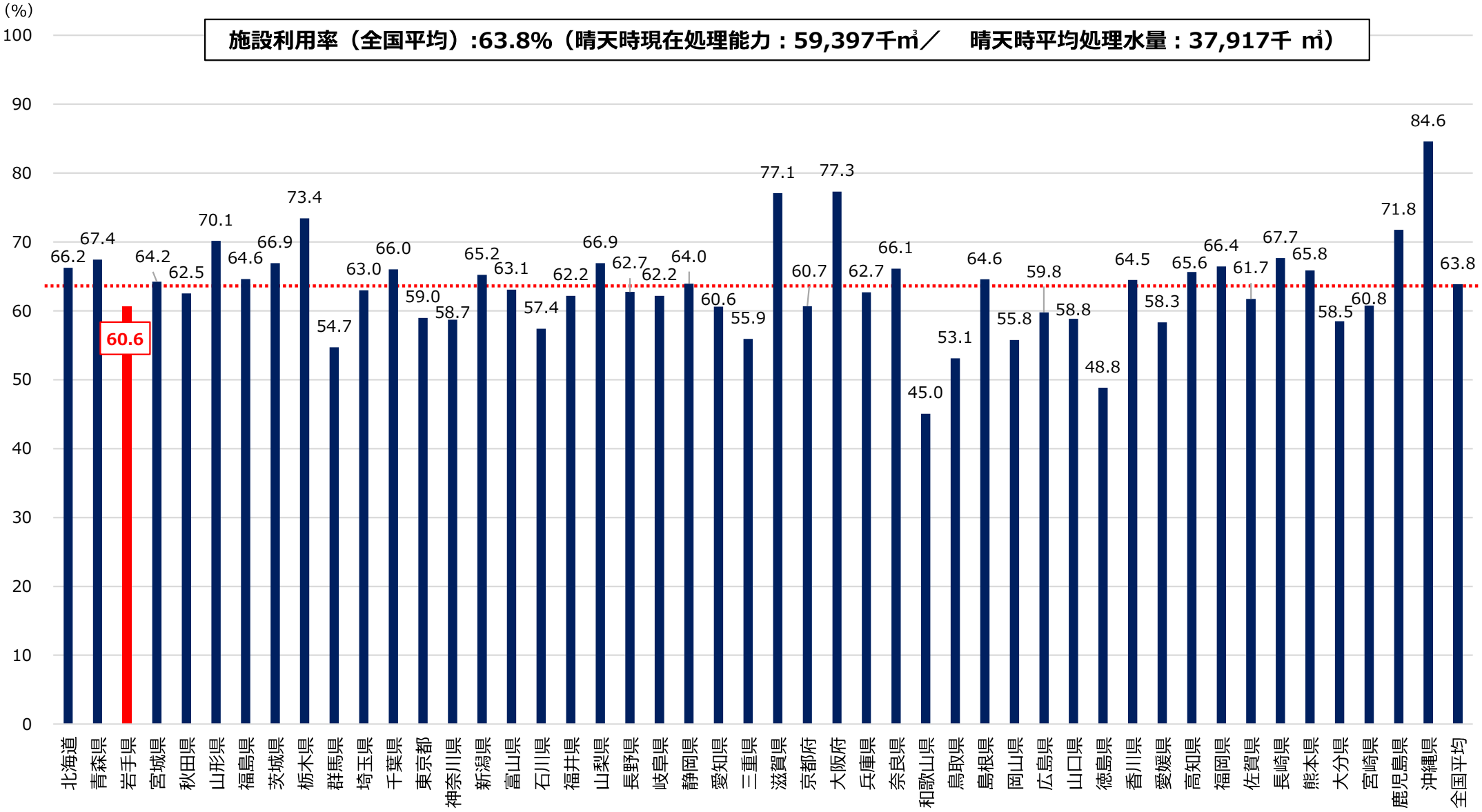

※ R５決算統計により作成（対象事業数2,942事業）。対象事業：法適用の下水道事業（公共下水道、特定公共下水道、流域下水道、特定環境公共下水道、集落排水施設、公共浄化槽）
※ 施設利用率＝「晴天時日平均処理水量」（10表01行44列）÷「晴天時現在処理能力」（10表01行48列）×100

下水道事業の老朽化の状況等

○　標準耐用年数50年を経過した管渠の延長について、Ｒ４末現在で約3万km（総延長の約7%）となっているが、**20年後には約20万km（約40%）となるなど、今後は急速に増加する見込み**。

○　**下水処理場**においては、機械・電気設備の標準耐用年数15年を経過した施設が約2,000箇所（全体の90%）と**老朽化が既に進行している状況**。

■　管路施設の年度別管理延長（R4末現在）

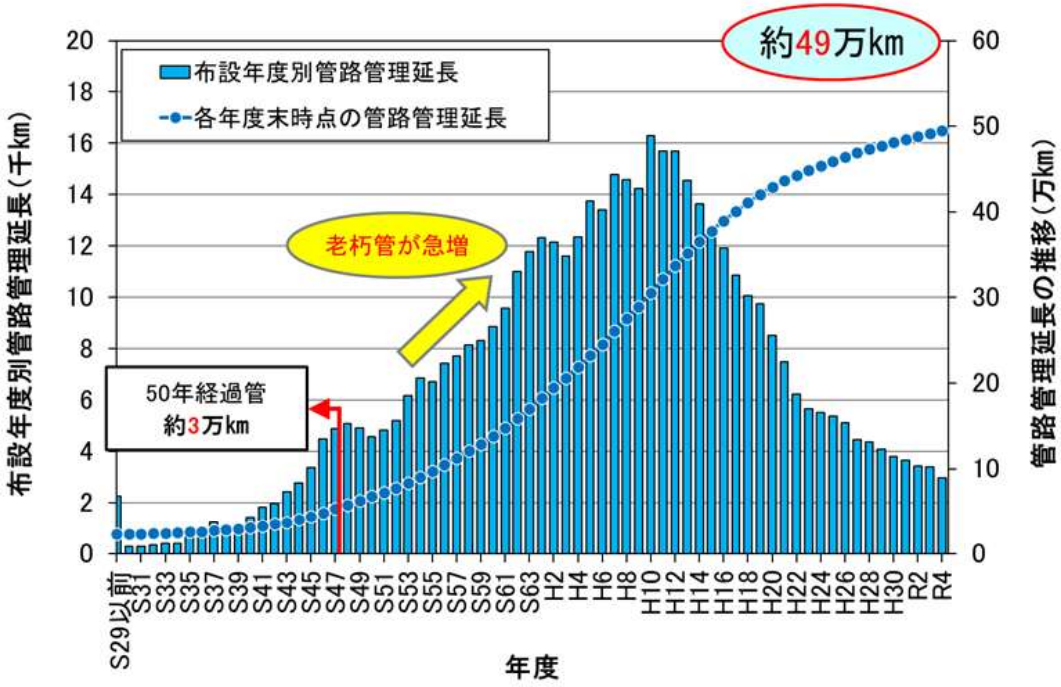

■ 処理場の年度別供用箇所数（R3末現在）

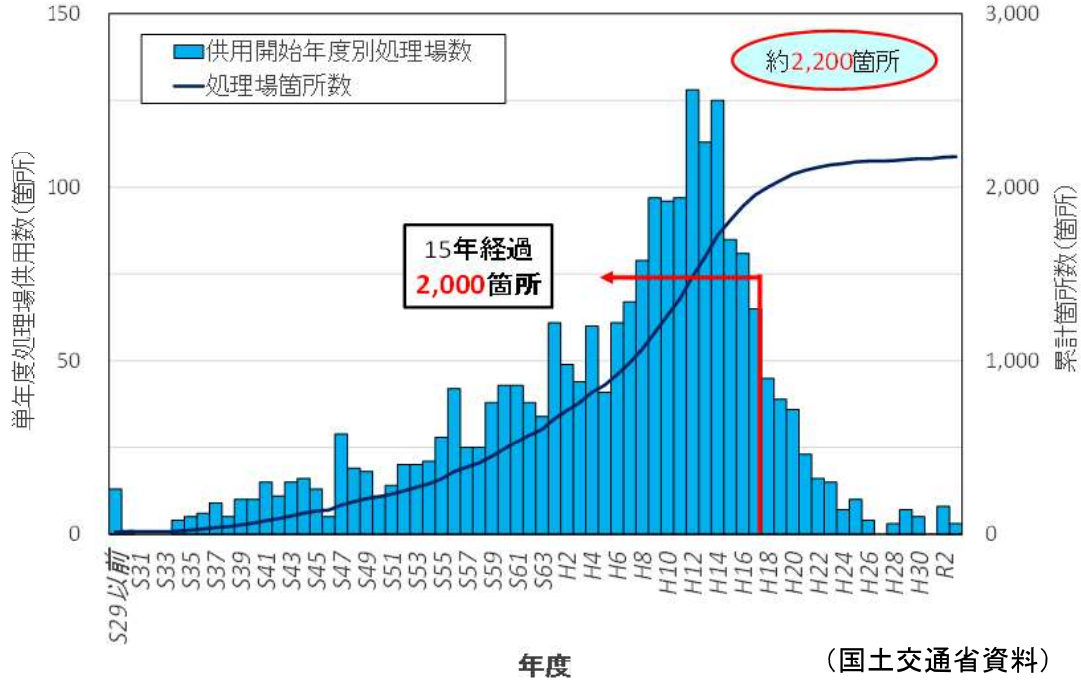

（国土交通省資料）

■【参考】下水道管路の全国特別重点調査

○　全国特別重点調査において、社会的影響が大きく、大規模陥没が発生しやすい管路から、優先度をつけて調査を実施している。

○　具体的には、「管径２m以上」、「30年以上経過」した管路を対象として（対象延長：約５千km）のうち、「埼玉県八潮市の道路陥没現場と類似の条件の箇所」等を対象として優先的に調査を実施している（対象延長：1,000km、夏頃までに実施）、

下水道事業の建設改良費の推移

○　建設改良費について、新増設に係る費用の減少に伴って全体で減少傾向にあったが、Ｒ１以降、増加に転じている。
○　「新増設」に係る費用については直近20年間で▲65%の減少（H15:2.8兆円→R5:0.9兆円）となっている一方で、
既存施設の「改良」に係る費用については＋190%の増加（H15:0.3兆円→Ｒ5:0.8兆円）となっている。

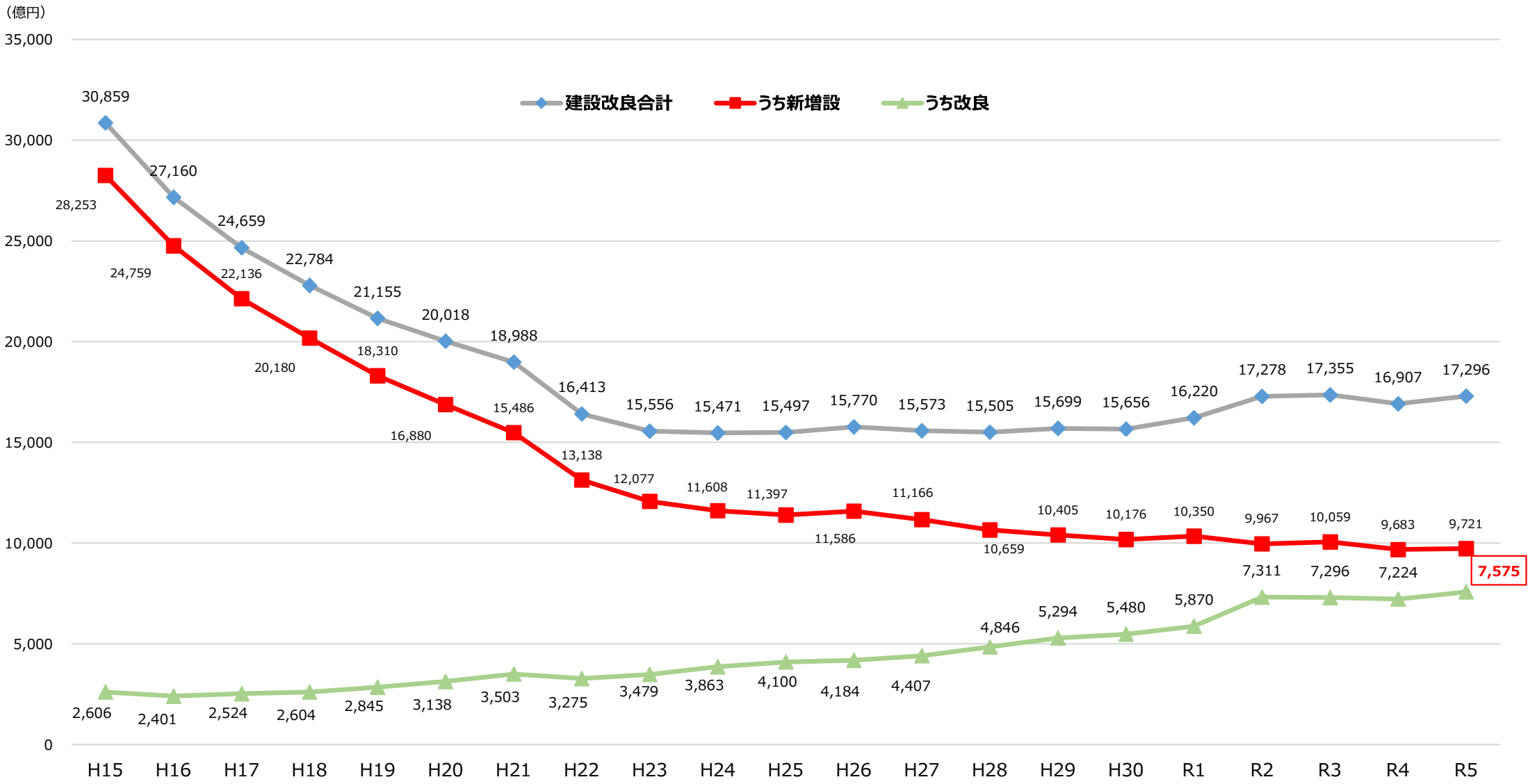

※　決算統計により作成。対象事業：法適用・法非適用の下水道事業（公共下水道、特定公共下水道、流域下水道、特定環境公共下水道、集落排水施設、公共浄化槽）　。

下水道事業の元利償還金の推移(H15～R5)

○　下水道事業の元利償還金については、建設改良費の減少に伴って、平成19年度（3.6兆円程度）をピークに減少傾向にあり、令和５年度には2.1兆円程度となっている。

○　**平成19～24年度に補償金免除繰上償還を実施したこと等により、利払費は減少傾向**となっている。

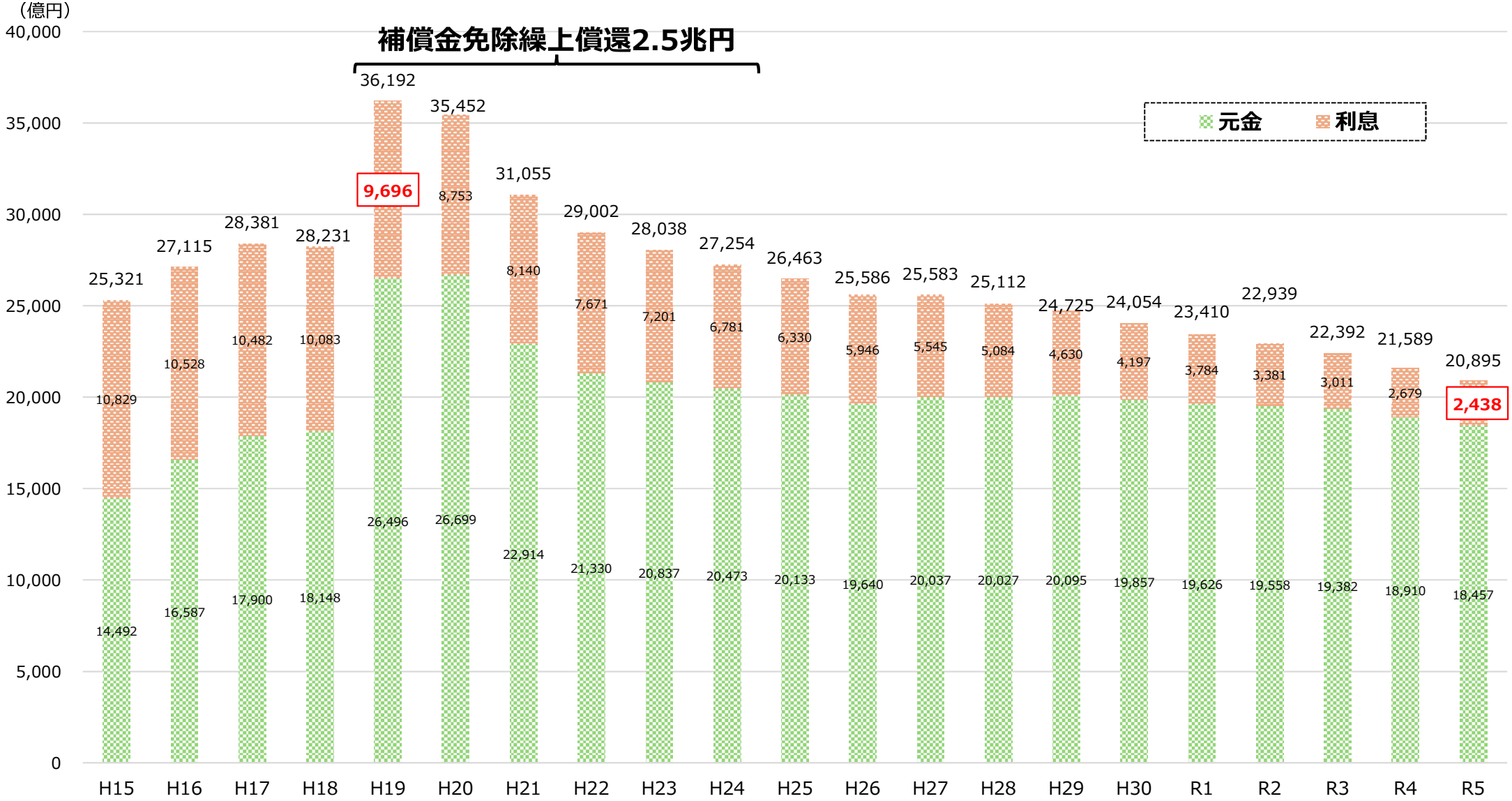

※決算統計により作成。対象事業：法適用･法非適用の下水道事業（公共下水道、特定公共下水道、流域下水道、特定環境公共下水道、集落排水施設、公共浄化槽）。

【参考】国債金利の動向等

○　ゼロ金利政策等により、H20～R２にかけて、長期国債（償還期間：10～30年）の利回りは減少傾向。
○　一方で、R２以降は金利上昇局面となっており、**R7にはH20と同程度の金利水準に戻っている（30年国債で2.5%程度）**。

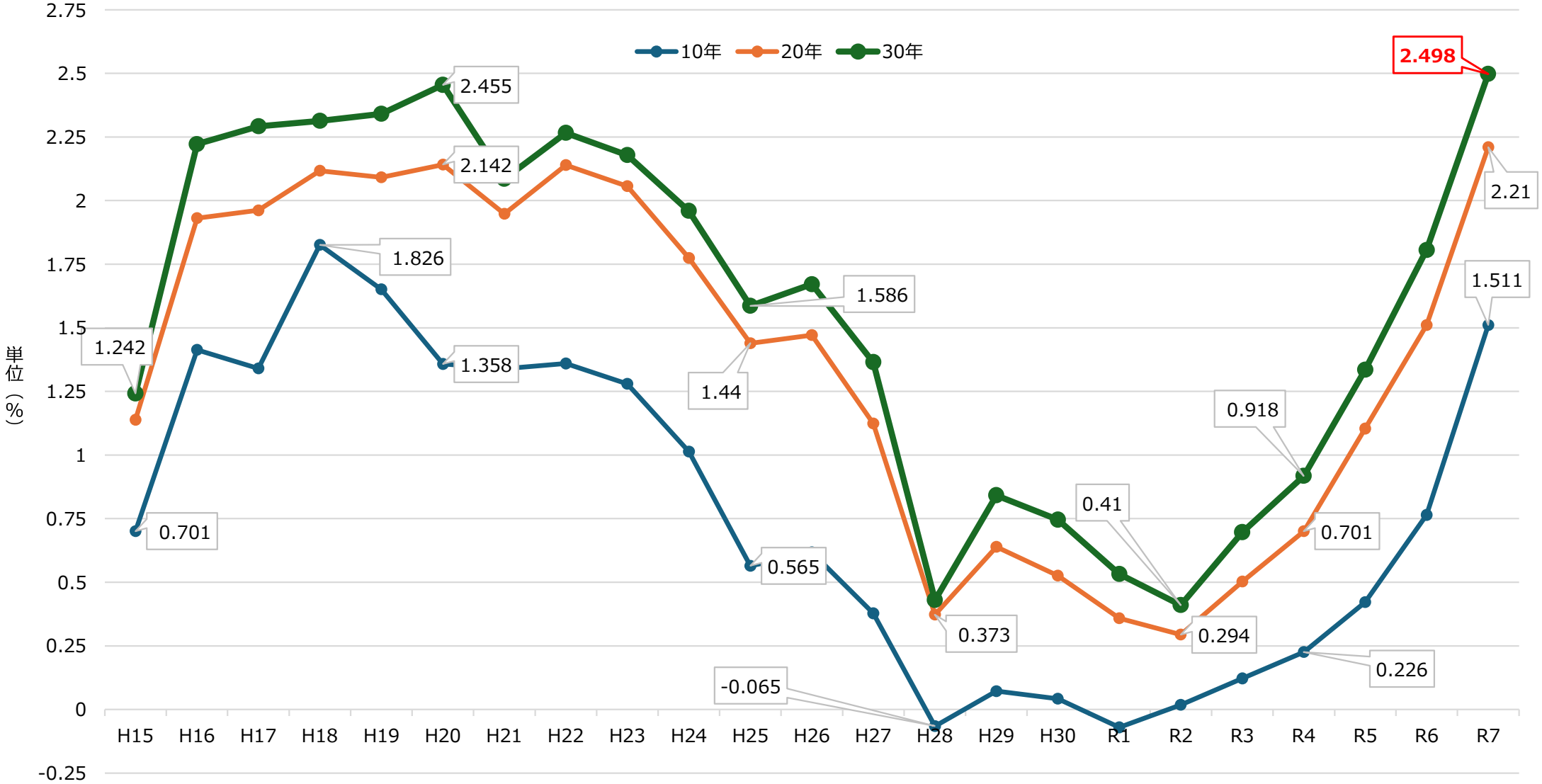

※　数値は財務省HPより作成（https://www.mof.go.jp/jgbs/reference/interest_rate/index.htm）。
※　金利については、当該年度の４月時点のもので、流通市場における固定利付国債の実勢価格に基づいて算出した主要年限毎の半年複利金利を表示。

国土交通省

国民とともに守る基礎インフラ上下水道のあり方 ～安全性確保を最優先する管路マネジメントの実現に向けて～ （概要）

参考資料

1. 経緯

○ 2025年(令和７年)1月28日に埼玉県八潮市で下水道管路の破損に起因すると考えられる大規模な道路陥没にトラック運転手が巻き込まれ死亡する事故が発生するとともに、約120万人の方々が下水道の使用自粛を求められるなど、重大な事態が発生。

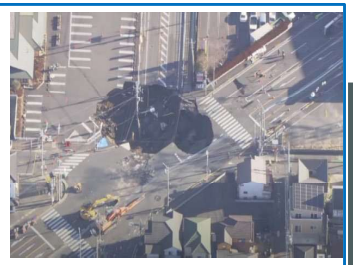

1月31日時点の事故現場の状況

委員会の設置

○3月17日　同種・同類の事故の未然防止を目的とした
「全国特別重点調査の実施について」提言

→3月18日　国土交通省から全国の下水道管理者に要請

○5月28日第2次提言 **国民とともに守る基礎インフラ上下水道のあり方 ～安全性確保を最優先する管路マネジメントの実現に向けて～**

→「国土強靭化実施中期計画」などに反映

○夏頃(予定)　上下水道のインフラマネジメントの具体的方策、インフラ全般のマネジメントのあり方などについて、第3次提言

2. 第2次提言の概要

(1) 基本的な考え方

○ 下水道管路は**極めて過酷な状況に置かれたインフラ**(特に**大規模な下水道システムの下流部**では下水の流量変動は小さく**メンテナンスが困難**)

○ 下水道管路における**安全性確保が何よりも優先されるという基本スタンス**を再確認すべき

○ 点検・調査の**「技術化」**・技術の**コストダウン**と、**「管路の安全へのハザード」「事故発生時の社会的影響」**を勘案した**点検・調査の重点化**

○ 道路管理者と道路占用者の連帯を通じた**地下空間のデジタル管理の高度化**

○ 下水道管路の**戦略的再構築方策**として、**メンテナビリィティ**(維持管理の容易性)や大規模事故時など万一に備えた**リダンダンシー**(冗長性)**の確保**

○ **アセットマネジメント**を基盤とする投資最適化、**広域連携**による**技術・財務両面**での**基盤強化**、資産維持費等を適切に反映した**コストベース型**(総括原価方式)**の使用料**の設定、予防的インフラマネジメントへの**重点的な財政支援**

(2) 下水道管路の全国特別重点調査に基づく対策の確実な実施

○ 全国特別重点調査において**強化した緊急度の判定基準に基づき**、対策を**確実に実施**

全国特別重点調査による緊急度の判定基準を現行より強化して、広く対策を実施

⇒**腐食**、**たるみ**、**破損**をそれぞれ診断し、劣化の進行順に**AからCにランク付け**した上で特別な判定基準で**対策を確実に実施**

緊急度	現行の判定基準		全国特別重点調査の判定基準	緊急度に応じた対策内容
Ⅰ	ランクAが２項目以上	強化	ランクAが１項目以上	速やかな対策を実施※
Ⅱ	ランクAが１項目もしくは ランクBが２項目以上		ランクBが１項目以上	応急措置を実施した上で、５年以内に対策を実施

※原則１年以内

国土交通省

国民とともに守る基礎インフラ上下水道のあり方 ～安全性確保を最優先する管路マネジメントの実現に向けて～（概要）

参考資料

(3) 上下水道管路と地下空間のマネジメントのあり方

① 点検・調査の「技術化」と技術のコストダウン、DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進

○ **大深度の空洞調査**など地下空間の安全確保を目的とした技術の高度化・実用化
○ **無人化・省力化**に向けたDXとしての**自動化技術**の高度化・実用化
○ 技術開発の**目標期間の設定**と**圧倒的なコストダウン**

② 上下水道管路の点検等のあり方

○ 管路の**安全へのハザードが大きい箇所**は、主として**「頻度」を強化**するとともに、**事故発生時の社会的影響が大きい箇所**は、主として**「方法」を充実**させ、**フェールセーフ**の考え方に基づき、**複数の手段を組み合わせ**
○ **メリハリ**をつける観点から、**時間計画保全や事後保全**とする箇所も検討
○ 漏水事故の**リスクや社会的影響が大きい**水道の埋設管路は**優先的に更新**
○ 点検・調査結果の**診断**は、**必要な知識及び技能を有する者が行うことを標準**

③ 道路管理者と道路占用者の連帯による地下空間情報のデジタル化・統合化

○ 占用物情報をはじめ、路面下空洞調査の結果や道路陥没履歴などの情報を**デジタル化した上で統合化**する仕組みを検討
○ 地下占用物の**点検結果などの道路管理者への共有を図ることの制度化**などを検討

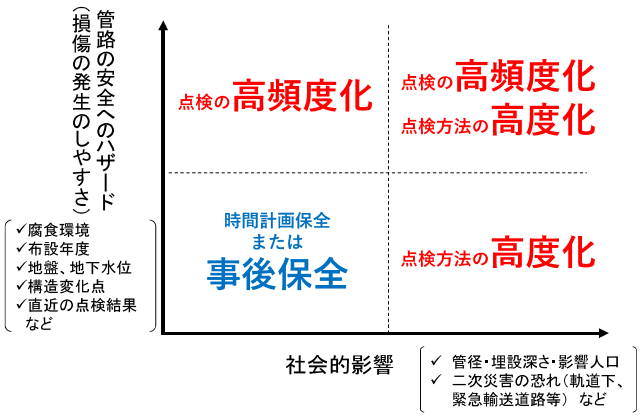

下水道管路の点検・調査の重点化とメリハリの考え方

管路内から管路背面の地盤の空洞を調査

ドローンを活用した無人化・省力化

(4) 上下水道管路の戦略的な再構築方策のあり方

○ 大規模下水道システムの**大口径かつ平常時の管内水位が高い下水道管路**では、修繕・改築や災害・事故時の迅速な復旧が容易ではないため、**多重化・分散化**の取組により、**リダンダンシー・メンテナビリティを確保**
○ 点検・調査など**維持管理を容易に行えるよう配置・構造を改善**し、**メンテナビリティを向上**
○ **大規模水道システム**においては、より一層**リダンダンシーの確保を加速**

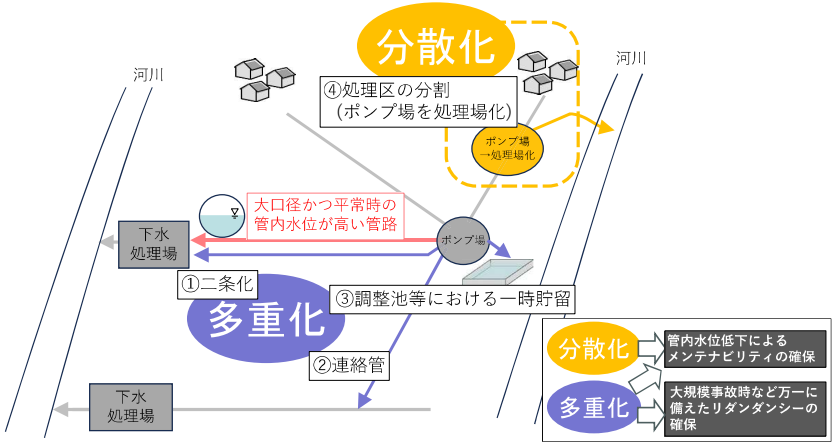

大規模下水道システムにおける
リダンダンシー・メンテナビリティの確保

(5) 下水道等のインフラマネジメントを推進する仕組みのあり方

※広域・複数・多分野のインフラを「群」として捉えマネジメントする「地域インフラ群再生戦略マネジメント」（群マネ）を進める上で、技術職員も「群」となって広域的に連携し、インフラのメンテナンスに関わるという考え方

○ 行政・事業者に加え、学術団体など**多様な主体の「総力戦」**での実施体制のもと、**専門的な人材を養成・確保**するとともに、**都道府県域単位等での自治体同士の広域連携**、**人の群マネ**※や広域型等の質の高い**ウォーターPPP**を推進
○ 劣化状況も含めた上下水道の現状を**正確なデータを用いて「見える化」**し、**市民に十分に説明・共有**するとともに、点検には交通規制を伴うことや事故時には下水道の使用自粛要請を伴うこと等の**不便の甘受に対する理解も得るなど国民の意識の醸成**
○ 必要な更新投資を先送りすることがないよう**使用料に資産維持費等を適切に反映**、**集中的な耐震化・老朽化対策**等への**重点的な財政支援**

汚水資本費単価と維持管理費単価の推移

○ 汚水処理単価（全国平均）については、これまで155円/㎥前後の水準で推移してきたが、近年、増加傾向（R5:172円/㎥）。
○ 内訳について、資本費に係るものについては、直近10年間（H25→R5）で▲7.8%、15年間（H20→R5）で▲6.1%となるなど微減傾向となっている
○ 一方で、**維持管理に係るものについては、直近10年間で＋40.5%、15年間で＋43.6%となるなど増加傾向**となっている。
※ 会計適用の状況によって各年度の対象事業数が異なることから、単価の推移については、一定の幅を持って見る必要があることに留意が必要。

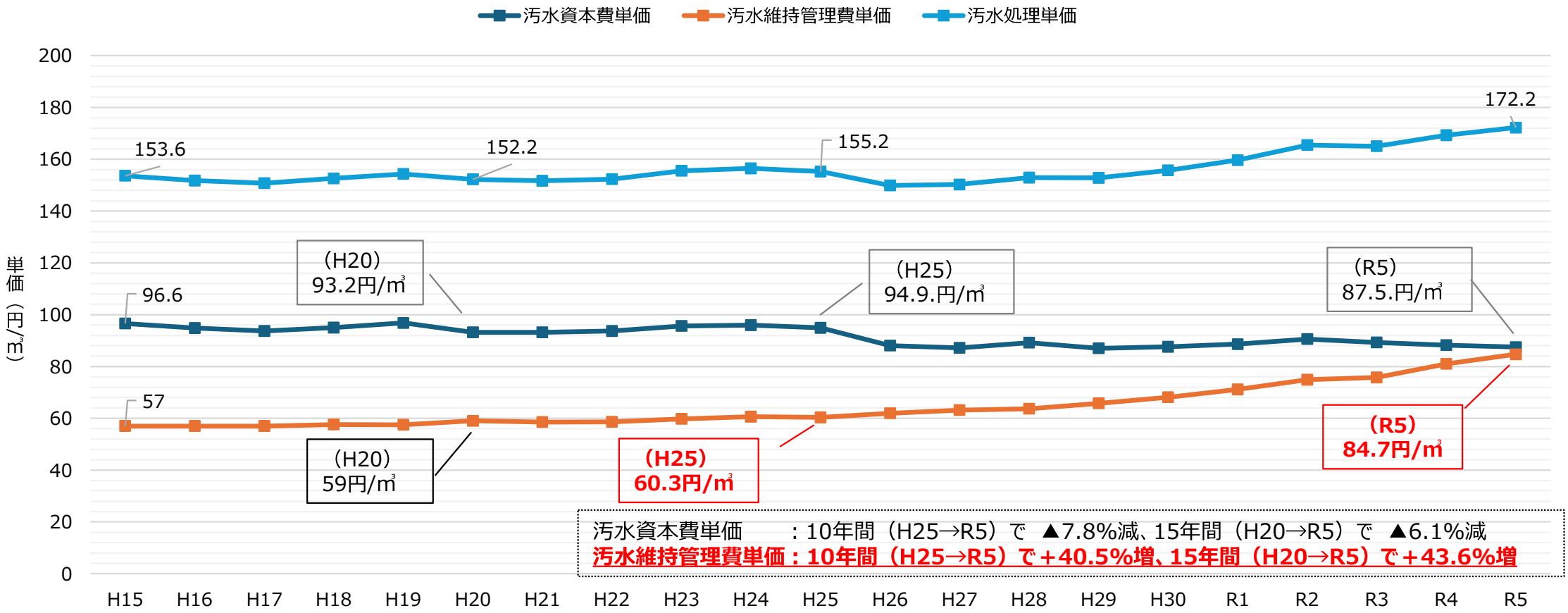

年度	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
対象事業数	180	198	208	227	263	311	370	399	446	494	530	583	632	724	816	952	1,237	2,040	2,068	2,134	2,440

※ 決算統計により作成。対象事業：特定公共下水道、流域下水道を除く法適用の下水道事業（公共下水道、特定環境公共下水道、集落排水施設、公共浄化槽）
※ 汚水資本費単価、汚水維持管理費単価には、公費負担分（高資本費対策に要する経費、分流式下水道等に要する経費、高度処理に要する経費）を含む。
※ 汚水処理単価＝汚水資本費単価＋汚水維持管理費単価

【都道府県別】汚水処理単価及び使用料単価

○ **汚水処理単価（法適用事業）の全国平均は172.2円/㎥、使用料単価の全国平均は137.3円/㎥**となっている。
○ 都道府県別に見ると、汚水処理単価で最も低いのは117円/㎥（沖縄県）、最も高いのは350円/㎥（和歌山県）。
○ また、使用料単価について、最も低いのは93円/㎥（沖縄県）、最も高いのは186円/㎥（長野県）。

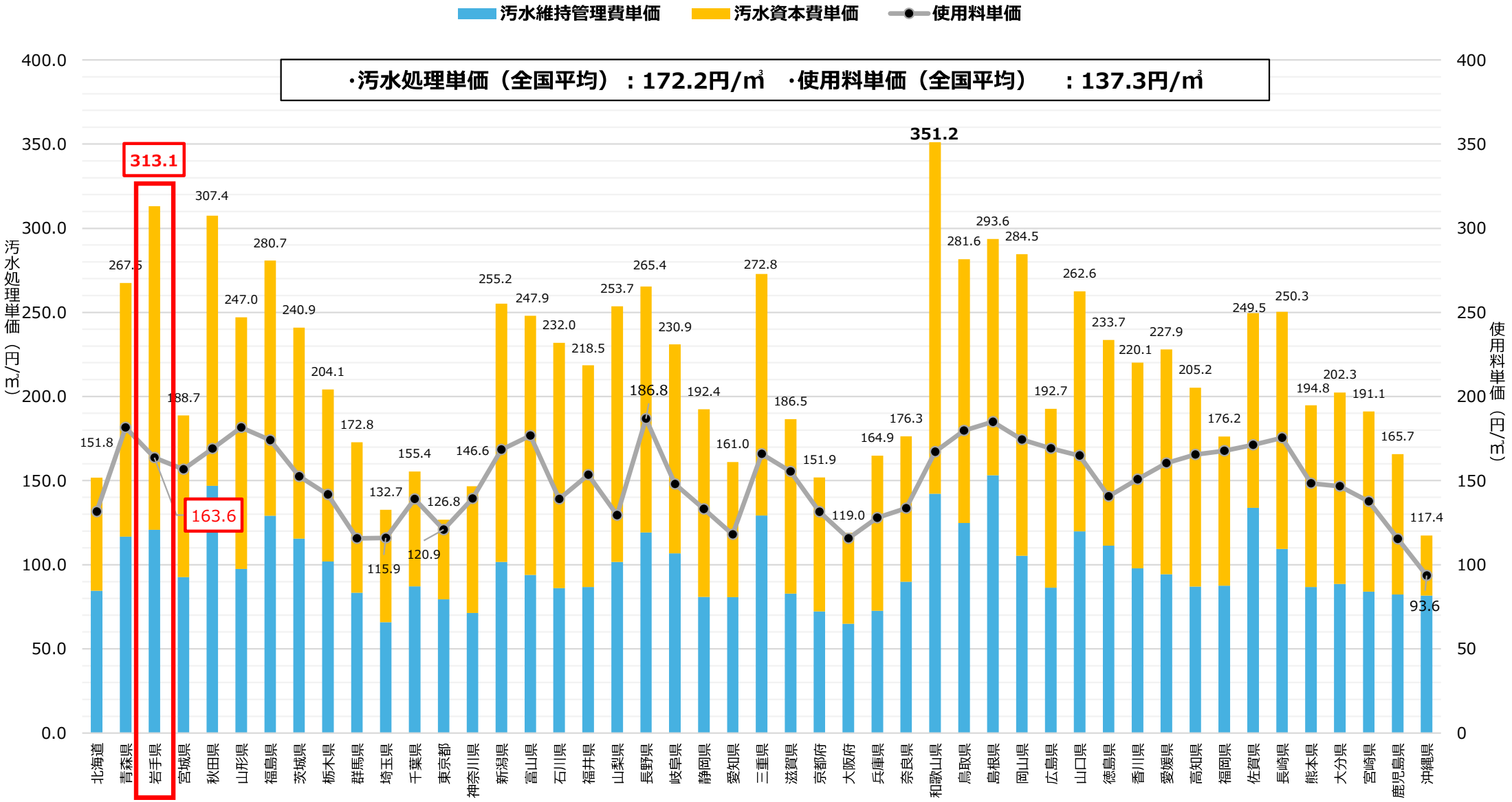

※ R５決算統計により作成（対象事業数：2,440事業）。対象事業：特定公共下水道、流域下水道を除く法適用の下水道事業（公共下水道、特定環境公共下水道、集落排水施設、公共浄化槽）
※ 汚水処理単価・使用料単価：各経費または年間使用料収入を年間有収水量（㎥）で除したもの。なお、汚水処理経費には公費負担分を含む。

（人口規模別）汚水処理単価と使用料単価

○ **汚水処理単価について、人口規模が小さくなるほど処理原価が高くなる傾向**にあり、「0.5万人未満」（493.5円/㎥）のグループは「50万人以上」（128.9円/㎥）の４倍程度の水準となっている。
○ 使用料単価についても同様の傾向にあるが、「0.5万人未満」は「50万人以上」の1.3倍程度の水準となっている。

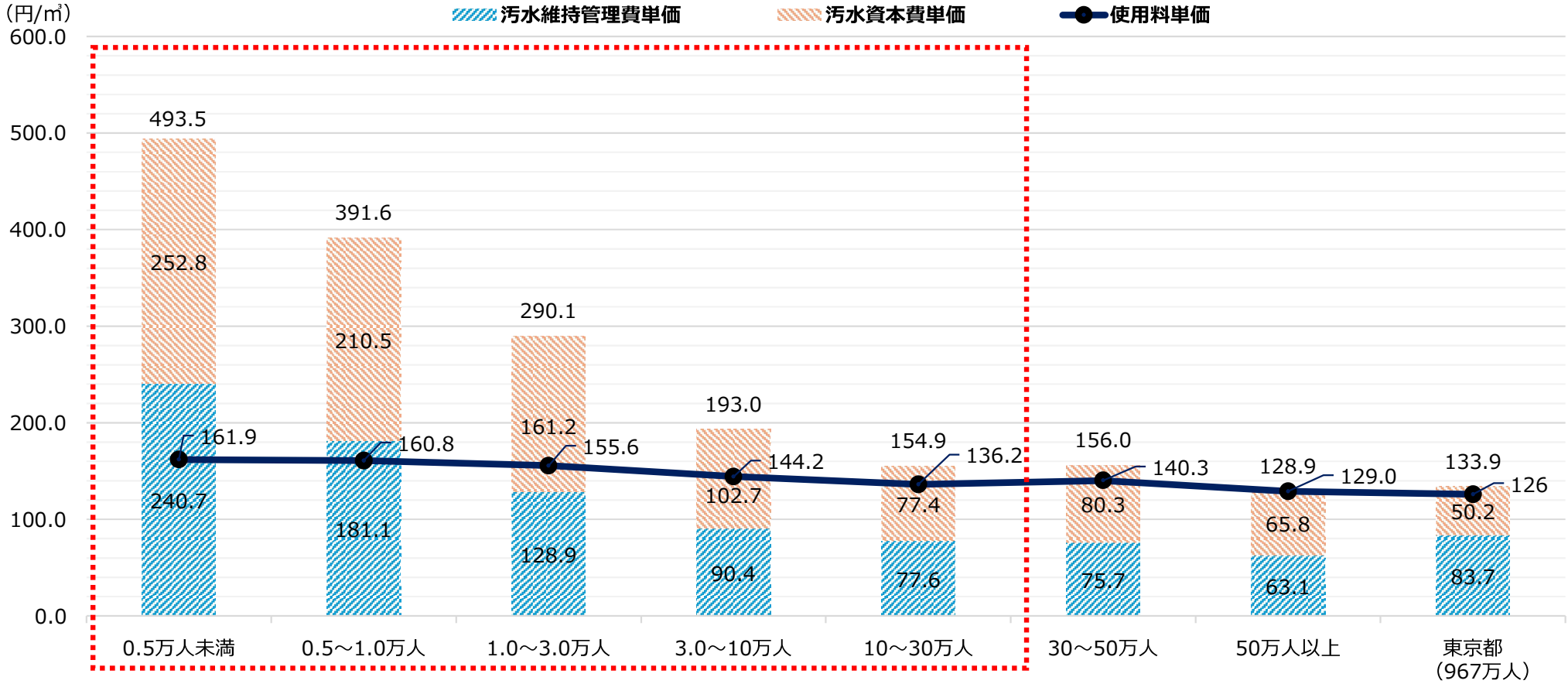

処理区域内人口規模	0.5万人未満	0.5～1.0万人	1.0～3.0万人	3.0～10万人	10～30万人	30～50万人	50万人以上	東京都
事業数	1,153	340	447	307	131	36	22	1
資本費割合	51.2%	53.7%	55.6%	53.2%	49.9%	51.5%	51.1%	37.5%
維持管理費割合	48.8%	46.3%	44.4%	46.8%	50.1%	48.5%	48.9%	62.5%

※ 令和５年度決算統計により作成（対象事業数：2,437事業）。**対象事業：特定公共下水道、流域下水道、道府県営下水道を除く法適用事業（公共下水道、特定環境公共下水道、集落排水施設、公共浄化槽）**
※ 汚水処理単価・使用料単価：各経費または年間使用料収入を年間有収水量（㎥）で除したもの。なお、汚水処理経費には公費負担分を含む。
※ 東京都の数値は東京都で実施する公共下水道の数値であるもの。

下水道事業の経費回収率と使用料

○ **処理区域内人口密度の低い公共下水道や集落排水、浄化槽の事業で、必要な汚水処理費用を使用料収入で賄っている割合を示す経費回収率が低い傾向**がある。
○ 一方、使用料は処理区域内人口密度の低い公共下水道や集落排水、浄化槽の事業で高い傾向がある。

・経費回収率（R5）

事業区分	汚水処理経費（汚水資本費＋汚水維持管理費）
全事業	経費回収率76.7%
公共下水道（人口密度25未満）	現行回収率48.8%
公共下水道（人口密度25~50）	現行回収率74.4%
公共下水道（人口密度50~75）	現行回収率83.9%
公共下水道（人口密度75~100）	現行回収率100.2%
公共下水道（人口密度100以上）	現行回収率96.8%
特定環境保全公共下水道	現行回収率41.1%
集落排水施設	現行回収率29.7%
浄化槽	現行回収率41.1%

・使用料（R5）※20㎥あたりの金額（月あたり）

事業区分	
全事業	平均使用料2,755円
公共下水道（人口密度25未満）	平均使用料3,305円
公共下水道（人口密度25~50）	平均使用料3,120円
公共下水道（人口密度50~75）	平均使用料2,815円
公共下水道（人口密度75~100）	平均使用料2,500円
公共下水道（人口密度100以上）	平均使用料2,434円
特定環境保全公共下水道	平均使用料3,250円
集落排水施設	平均使用料3,103円
浄化槽	平均使用料3,279円

※汚水処理経費：**汚水事業費に係る公費負担控除前**の汚水処理経費（資本費＋維持管理費）
※特定公共下水道、流域下水道は除く。

※特定公共下水道、流域下水道は除く。

下水道事業における職員数の推移

○　下水道職員について、ピーク時の平成９年度には約4.4万人であったが、令和５年度には約2.7万人（▲17,000人、▲39.1%）となっており、**地方公務員全体の減少率（平成９年度比▲14.2%）と比較しても、減少率が大きい状況**となっている。
○　１事業あたりの職員平均数は平成９年度には10.5人であったが、直近R5には7.4人（▲29.6%）となっている。

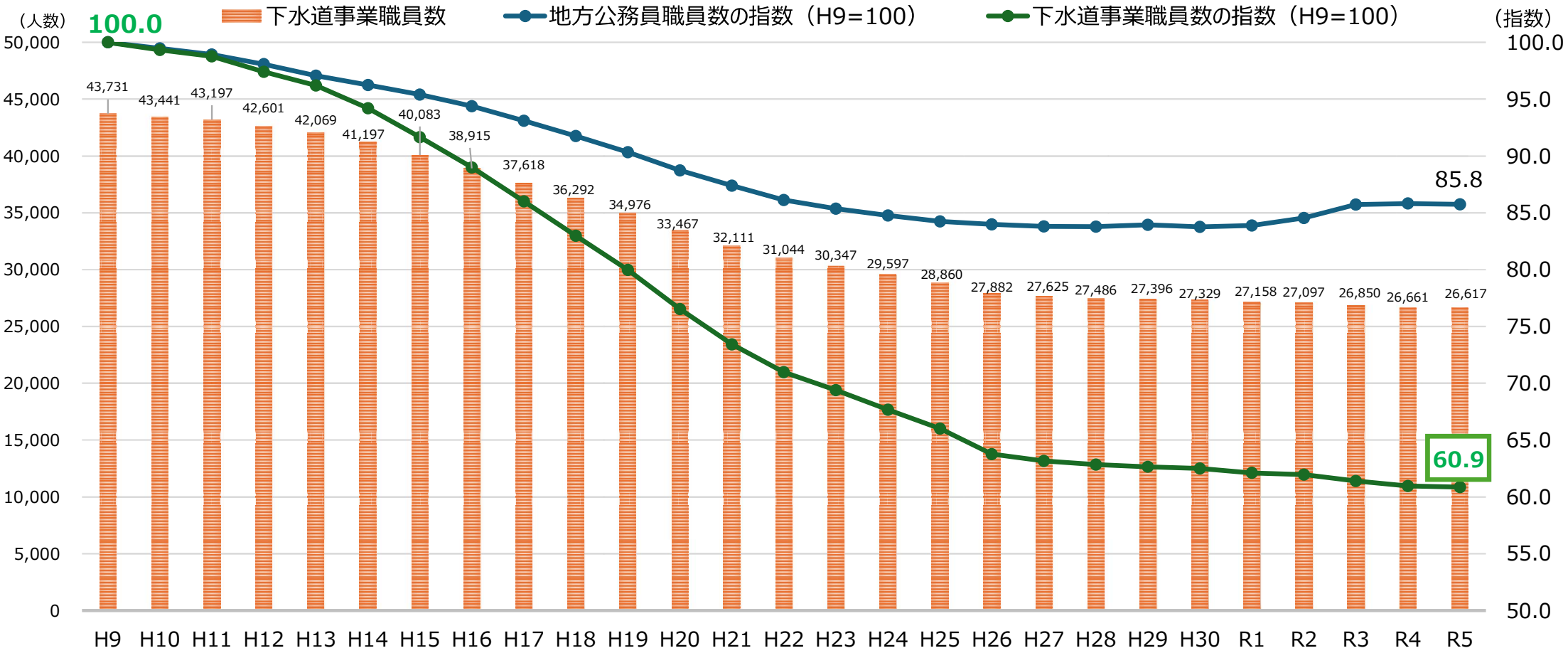

年度	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
職員平均数（１事業あたり）	10.5	9.9	9.5	9.1	8.8	8.4	8.1	9.0	10.2	9.8	9.4	9.1	8.8	8.5	8.4	8.1	7.9	7.7	7.6	7.6	7.5	7.5	7.5	7.5	7.4	7.4	7.4

※下水道事業職員数は決算統計により作成。対象事業：法適用・法非適用の下水道事業（公共下水道、特定公共下水道、流域下水道、特定環境公共下水道、集落排水施設、公共浄化槽）
※下水道事業職員数はＲ１までは常時雇用職員の数、Ｒ２からは常勤職員の数。
※地方公務員職員数は令和６年地方公共団体定員管理調査結果より。

【人口規模別】下水道担当職員数（団体別平均）

○ 処理区域内人口規模3.0万人未満の団体では、下水道担当職員数は10人未満となっている。
○ **処理区域内人口規模が大きくなるほど、技術職員数が多くなるとともに、技術職員数が占める割合が大きくなっている**。
（例）30～40人万人規模では技術職員47名程度、全体に占める割合65%程度

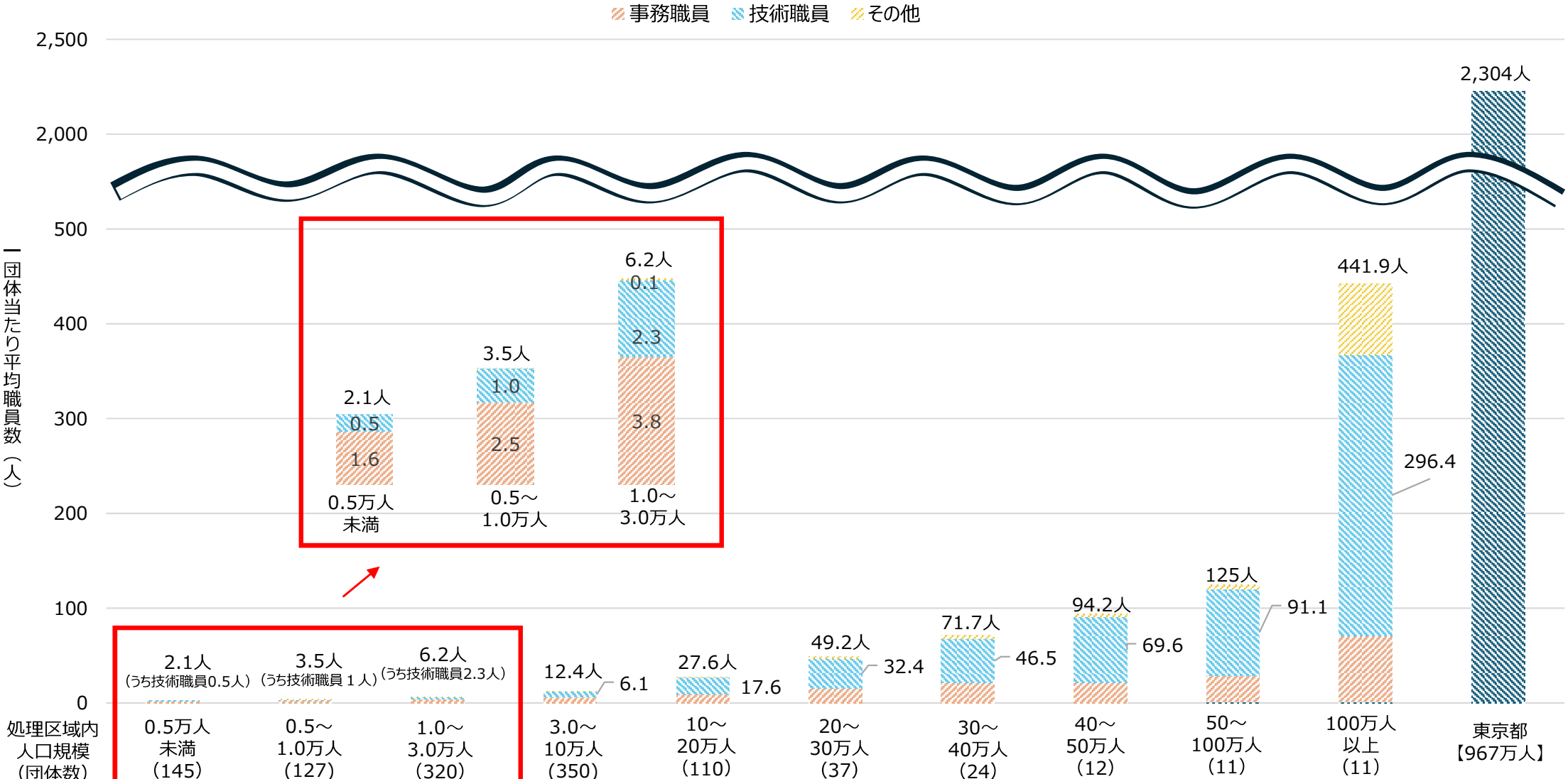

※ Ｒ５決算統計により作成。（対象事業数：1,148団体）。対象事業：特定公共下水道、流域下水道、道府県営下水道を除く法適用の下水道事業（公共下水道、特定環境公共下水道、集落排水施設、公共浄化槽）
※ 職員数は常勤職員数を計上。 ※ その他：技能職員等 ※ 一団体で複数の下水道事業を実施している場合も一団体として計上。 ※ 処理区域内人口規模：一団体で複数の下水道事業を実施している場合はその合計。
※ 東京都の数値は東京都で実施する公共下水道の数値であるもの。

下水道事業に係る組織体制及び部門別職員数の構成

○　下水道事業においては、施設の維持管理に関する部門が一定程度必要となる。
○　損益勘定職員（主に維持管理に従事する者）のうち、50%程度が「その他（総務・管理部門）」の職員となっており、**残りの50%程度が管渠部門・処理場部門などのインフラのメンテナンスに関わる部門の職員**となっている。
○　なお、管渠部門の職員については、一人当たりの管渠敷設延長は全国平均で156km程度となっている。

○　組織体制イメージ（例：政令市、人口規模100万人程度）

部	課	主な業務
下水道企画部	下水道経営課	・下水道事業の経営、予算編成に関すること　等
	下水道経理課	・契約・経理及び使用料に関すること　等
	下水道営業課	・広報・啓発、水洗化の普及促進に関すること　等
	総合治水課	・雨水対策に関すること　等
下水道施設部	下水道整備課	・管渠の新設、改築・更新、農業集落排水の維持管理に関すること　等
	雨水対策課	・雨水管渠、雨水貯留浸透施設の新設　等
	下水道維持課	・下水道施設の調査・点検、維持管理、用地の管理、下水道台帳の整備　等
	下水道施設建設課	・処理場、ポンプ場の新設、改築、再構築　等
	浄化センター	・水処理施設、汚泥処理施設、ポンプ場等の維持管理、水質管理、施設の検査　等

○　部門別職員数の構成（全国）

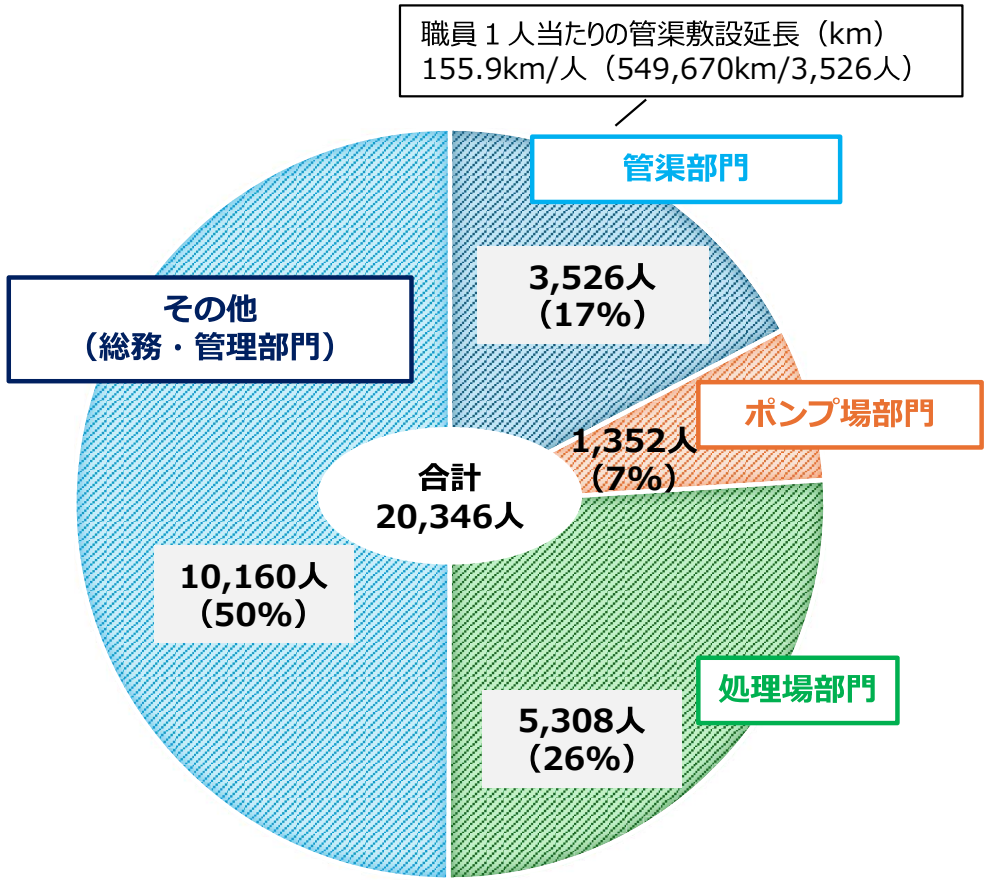

※　Ｒ５決算統計により作成（対象事業数：3,595事業）。対象事業：法適用・法非適用の下水道事業（公共下水道、特定公共下水道、流域下水道、特定環境公共下水道、集落排水施設、公共浄化槽）。
※　職員数は令和５年度末の常勤職員、任期付職員、パートタイム会計年度任用職員、フルタイム会計年度任用職員のうち、損益勘定職員を対象する（決算統計10表２行59列）。

【都道府県別】下水道事業に係る部門別職員数の構成

○ **損益勘定職員（主に維持管理に従事する者）について、都道府県別で、部門別の職員数の構成割合は異なっている。**
○ 管渠部門や処理場部門などのインフラのメンテナンスに関わる部門の職員数の割合が全国平均（50%）を上回っているのは、東京都、神奈川県など９都道府県となっている。

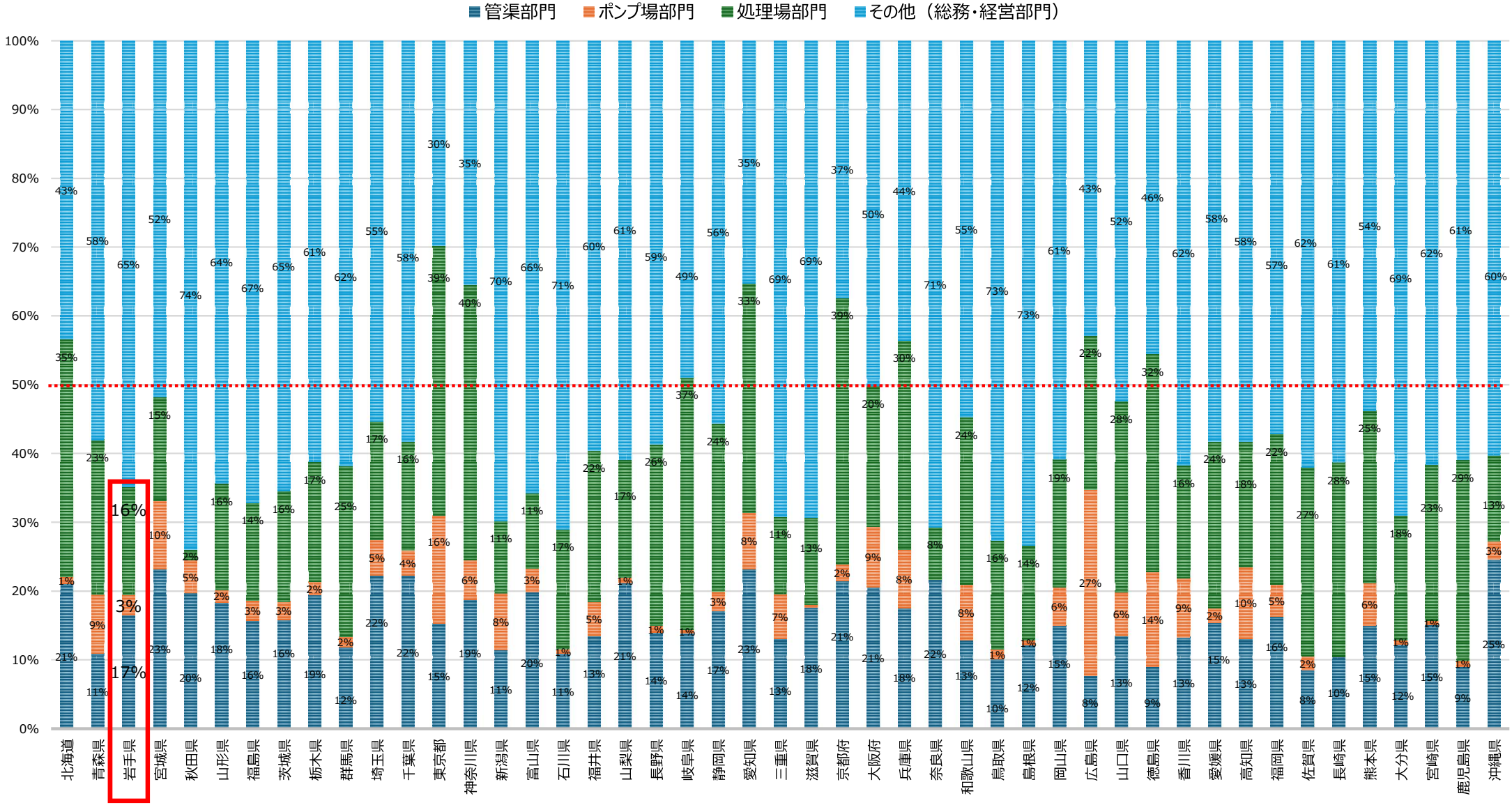

※ Ｒ５決算統計により作成（対象事業数：3,595事業）。対象事業：法適用・法非適用の下水道事業（公共下水道、特定公共下水道、流域下水道、特定環境公共下水道、集落排水施設、公共浄化槽）。
※ 一団体で複数の下水道事業を実施している場合も一団体として計上。 ※ 処理区域内人口規模：一団体で複数の下水道事業を実施している場合はその合計。
※ 職員数は令和５年度末の常勤職員、任期付職員、パートタイム会計年度任用職員、フルタイム会計年度任用職員のうち、損益勘定職員を対象する（決算統計10表２行59列）。

【秋田県事例】官民出資の広域補完組織による下水道事業の支援

● 取組の概要

県・市町村・民間企業が出資する地域密着型の「広域補完組織」（株式会社）を設立し、自治体の実情に合わせて幅広い業務を支援することにより、持続可能な下水道事業の運営を目指す。

◆課題

- 生活排水処理事業の運営に関して、行財政改革等による職員総数の減少のほか、経験が豊富な技術職員の退職も進行しており、円滑な業務執行と持続的な事業運営に課題
- ストックマネジメント計画の策定等の専門知識が必要な業務や、工事監督補助等の人手が必要な業務など、自治体の多種多様なニーズに対応した個別最適な補完が必要

◆具体的内容

官と民の人材・ノウハウを結集し、持続可能な下水道事業の運営を実現するため、官民が出資する地域密着型の補完組織を構築（図１）

（令和5年11月設立、令和6年4月本格運用開始）

- 公権力の行使に関わる業務（使用料改定、条例制定等）や地域企業を中心に広く民間委託が行われている業務（設計、維持管理等）を除いた業務を中心に、広域補完組織に委託（図２）。事業管理者（県、市町村）の権限はそのままに県内自治体の事業運営の弱点を補完
- 事業運営コストの抑制に向けて、計画方針などの統一化及び管理情報の一元化も目指す

◆効果

- 同種業務の包括的な実施によるコストの縮減と質の向上
- 専門人材不足の解消と自治体職員の負担軽減（注力すべき業務に専念）
- 経営面、技術面でのきめ細やかな相談対応による事業運営の最適化
- 広域補完組織への人材派遣を通じた自治体職員の技術力の向上

広域補完組織のスキーム（図１）

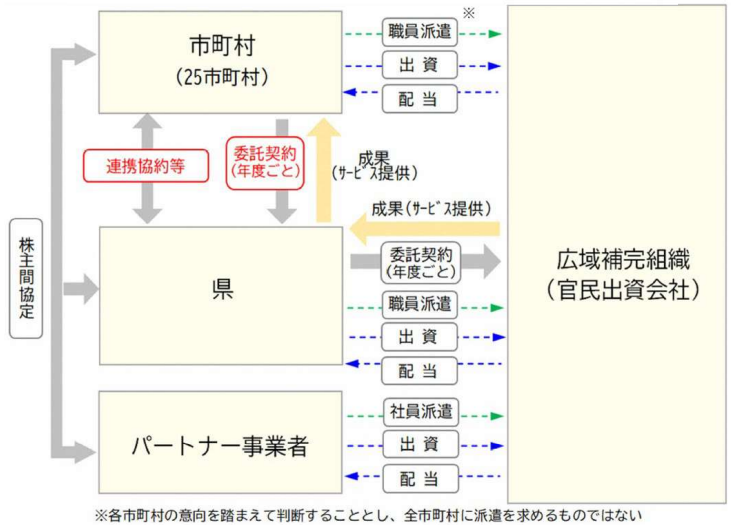

※各市町村の意向を踏まえて判断することとし、全市町村に派遣を求めるものではない

広域補完組織の想定業務（図2）

２．公営企業における経営改革の推進に係る総務省の取組

公営企業等の更なる経営改革の推進について

公営企業の現状及びこれからの課題

○ 急激な人口減少等に伴い、サービス需要が大幅に減少するおそれ
○ 施設の老朽化に伴う更新需要の増大
○ 職員数が減少する中、人材の確保・育成が必要
○ 特に中小の公営企業では、現在の経営形態を前提とした経営改革の取組だけでは、将来にわたる住民サービスを確保することが困難となることが懸念

⇒ さらに厳しい経営環境

更なる経営改革の推進

経営戦略の策定・改定

投資試算 ⟷ 財源試算

（計画期間内に収支ギャップを解消する）

投資・財政計画（基本10年以上）**の策定**

- 広域化等・民間活用
- 人材確保、組織体制の整備
- 新技術、ＩＣＴの活用

相互に反映 ⟷

抜本的な改革の検討

①事業そのものの必要性・公営で行う必要性
②事業としての持続可能性
③経営形態（事業規模・範囲・担い手）

→ 事業廃止
→ 民営化・民間譲渡
→ 広域化等（※）
→ 民間活用

※ 広域化等とは、事業統合をはじめ施設の共同化・管理の共同化などの広域的な連携、下水道事業における最適化などを含む概念

公営企業の「見える化」

- 公営企業会計の適用拡大
- 経営比較分析表の作成・公表

投資・財政計画への的確な反映

特に、次の事項を投資・財政計画に盛り込むことが持続可能なサービスの提供に不可欠

① 今後の人口減少等を加味した料金収入の的確な反映

② 減価償却率や耐用年数等に基づく施設の老朽化を踏まえた将来における所要の更新費用の的確な反映

③ 物価上昇等を反映した維持管理費、委託費、動力費等の上昇傾向等の的確な反映

④ ①②③等を反映した上での収支を維持する上で必要となる経営改革（**料金改定**、広域化、民間活用・効率化、事業廃止等）の検討

収益的収支

（単位：千円、税抜）

款	項	目	R3 2021	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030
	営業収益		4,952,486	4,931,660	4,895,800	4,848,489	4,812,889	4,778,363	4,755,277	4,710,979	4,675,130	4,638,860
		給水収益	4,621,000	4,585,000	4,548,877	4,501,244	4,465,264	4,430,299	4,406,717	4,361,864	4,325,405	4,288,468
		加入金	93,830	94,410	92,522	90,672	88,858	87,081	85,339	83,633	81,960	80,321
		下水道受託収益	203,679	215,092	217,243	219,415	221,609	223,825	226,063	228,324	230,607	232,913
		その他の営業収益	33,977	37,158	37,158	37,158	37,158	37,158	37,158	37,158	37,158	37,158
		受取利息及び配当金	298	1,827	1,600	1,382	1,134	930	692	515	369	210
		他会計補助金	14,484	12,585	10,652	9,022	7,788	6,873	6,296	6,025	5,904	5,895
		長期前受金戻入益	498,019	486,434	482,539	479,296	477,432	477,568	477,515	474,021	459,754	437,580
		雑収益	29,063	29,000	29,000	29,000	29,000	29,000	29,000	29,000	29,000	29,000
	特別収益		19	19	19	19	19	19	19	19	19	19
		固定資産売却益	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9
事業費用			5,392,062	5,247,514	5,247,635	5,207,270	5,139,601	5,586,693	5,832,444	5,392,563	5,511,198	5,517,821
	営業費用		5,159,590	5,037,861	5,054,883	5,027,875	4,970,363	5,425,328	5,676,525	5,239,059	5,357,433	5,362,910
		原水及び浄水費	1,033,660	974,102	1,097,772	973,642	977,426	990,385	892,749	856,973	859,933	862,846
		配水費	632,881	696,710	686,095	721,377	691,427	694,251	697,289	699,942	702,805	705,651
		給水費	301,061	330,185	331,863	333,561	335,261	336,980	338,701	340,444	342,211	343,978
		業務費	325,880	312,570	313,350	314,135	314,924	315,720	316,515	317,319	318,133	318,945
		総係費	356,518	330,053	242,652	291,603	222,550	241,993	389,653	265,206	265,562	307,521
		減価償却費	2,342,751	2,276,420	2,266,457	2,265,224	2,310,264	2,364,408	2,477,235	2,600,961	2,710,575	2,666,074
		資産減耗費	166,839	117,821	116,694	128,333	118,511	481,591	564,383	158,214	158,214	157,895
		利息及び企業債取扱諸費	226,844	202,546	185,644	172,340	162,137	154,270	148,543	146,176	146,507	147,706
		支出	4,569	6,600	6,600	6,600	6,600	6,600	6,600	6,600	6,600	6,600
		損失	1,059	507	508	455	501	495	776	728	658	605

資本的収

（単位：千円、税込）

款	項	目	R3 2021	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030
資本的収入			1,852,254	1,773,995	1,875,586	2,060,085	1,882,988	1,900,031	2,224,227	2,168,070	2,160,863	2,128,861
	企業債		1,600,000	1,554,600	1,661,400	1,856,700	1,688,400	1,717,400	2,055,500	2,006,500	2,006,400	2,000,600
	国庫補助金		29,000	26,200	26,200	26,200	26,200	26,200	26,200	26,200	26,200	
	出資金		68,076	66,663	61,432	50,664	41,856	29,910	15,940	8,783	1,687	1,696
	工事負担金		155,156	126,499	126,499	126,499	126,499	126,499	126,499	126,499	126,499	126,499
	固定資産売却代金		22	33	55	22	33	22	88	88	77	66
	建設改良費		3,236,179	3,542,377	3,533,762	3,869,488	3,536,416	3,615,272	3,643,657	3,581,088	3,581,423	3,571,412
		事務費	118,372	117,863	117,968	118,074	118,179	118,286	118,390	118,496	118,601	118,707
		資産購入費	24,997	24,826	24,999	25,174	25,349	25,526	25,704	25,884	26,066	26,248
		原浄水施設費	758,468	1,145,992	495,385	492,413	250,470	519,310	625,039	294,652	339,721	712,630
		給配水施設費	2,334,190	2,232,696	2,874,410	3,212,827	3,121,418	2,931,150	2,853,524	3,121,056	3,076,035	2,692,827
		業務施設費	152	21,000	21,000	21,000	21,000	21,000	21,000	21,000	21,000	21,000
	国庫補助金返還金		2,364									
資本的収支不足額			▲2,830,124	▲3,251,023	▲3,164,692	▲3,315,753	▲3,181,564	▲3,251,168	▲2,943,078	▲2,925,239	▲2,935,279	▲2,946,511

※「長岡市水道事業経営戦略」（計画期間：令和3年度～令和12年度）より抜粋

【都道府県別】主な経営比較分析表（経費回収率）

○ **経費回収率（全国平均）は82.8%**となっており、全国平均を上回るのは23団体、下回るのは24団体となっている。
○ 都道府県別に見ると、最も高いのは大分県（96.0%）、最も低いのは秋田県（57.3%）となっている。

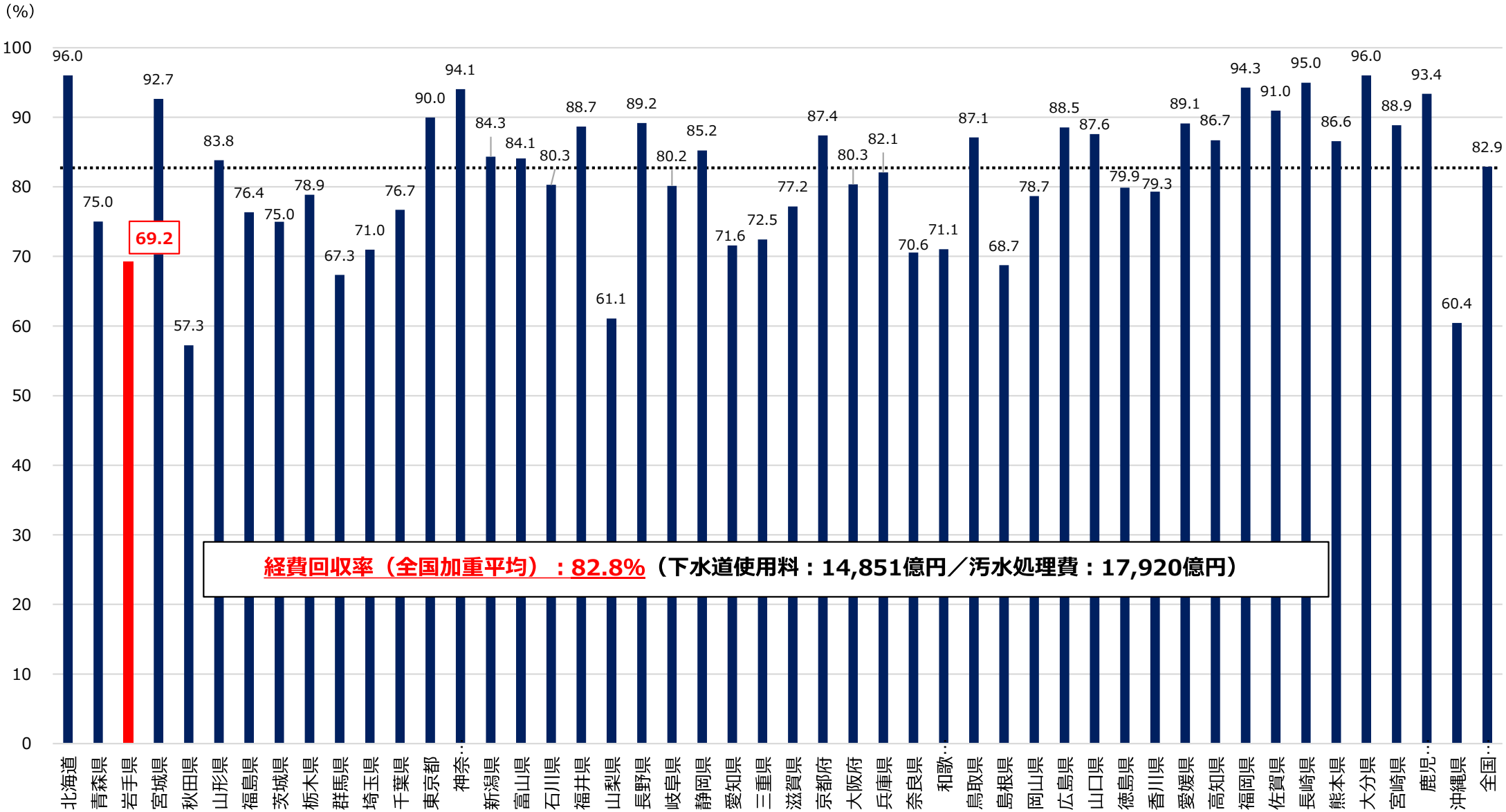

※ Ｒ５決算統計により作成（対象事業数2,942事業）。対象事業：法適用の下水道事業（公共下水道、特定公共下水道、流域下水道、特定環境公共下水道、集落排水施設、公共浄化槽）
※ 経費回収率＝「下水道使用料」（20表01行3列）÷「汚水処理費」（32表02行16列）×100

【都道府県別】主な経営比較分析表（企業債残高対事業規模比率）

○ **企業債残高対事業規模比率（全国平均）は593.3%**となっている。
○ 都道府県別に見ると、最も高いのは香川県（1,273%）、最も低いのは東京都（201%）となっている。

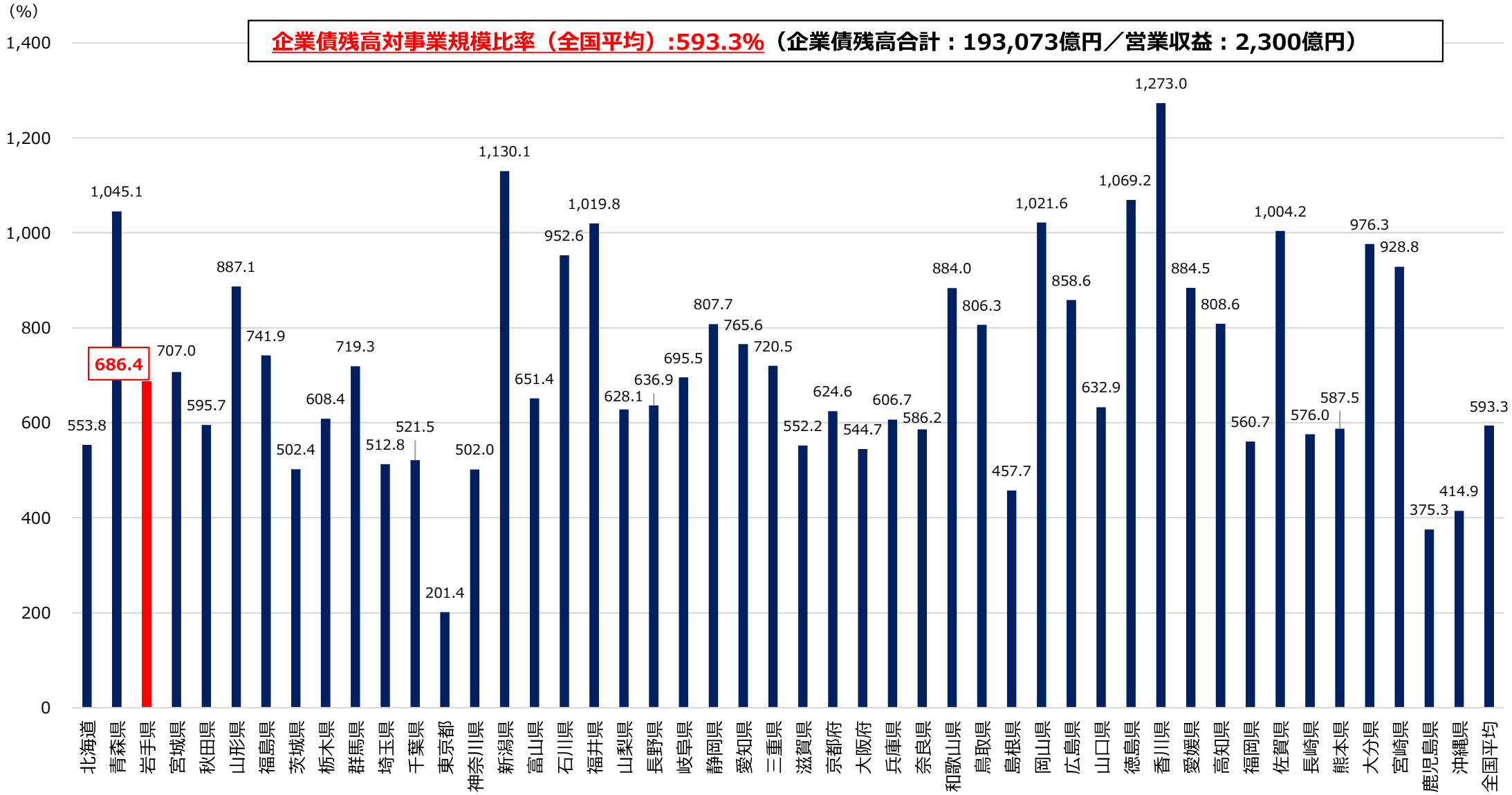

※ Ｒ５決算統計により作成（対象事業数2,942事業）。対象事業：法適用の下水道事業（公共下水道、特定公共下水道、流域下水道、特定環境公共下水道、集落排水施設、公共浄化槽）
※ 企業債残高対事業規模比率＝（「企業債現在高合計」（24表01行12列）－「一般会計負担額」（24表01行16列））÷（「営業収益」（20表01行2列）－「受託工事」（20表01行9列）－「雨水処理負担金」（20表01行8列））×100

下水道事業における広域化等

下水道事業の広域化等については、以下の4類型が主な類型

1. 汚水処理施設の統廃合

流域下水道への接続、公共下水道と集落排水施設の接続及び処理区の統廃合などを行う。

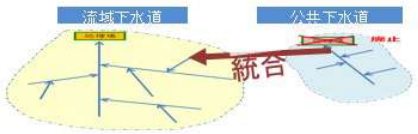

2. 汚泥処理の共同化

複数の団体の汚泥を集約して処理を行う。

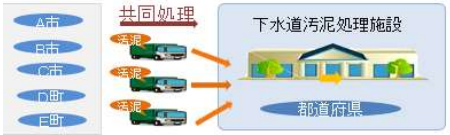

3. 維持管理・事務の共同化

集中監視・管理、運転管理の共同委託、使用料徴収・機材購入・水質検査等の共同処理などを行う。

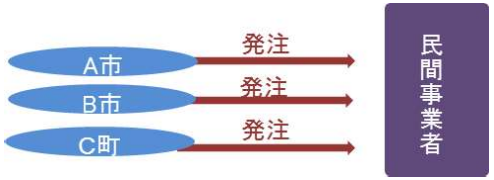

4. 最適化

公共下水道、集落排水、浄化槽等の各種汚水処理施設の中から、最適な施設を選択して整備する。

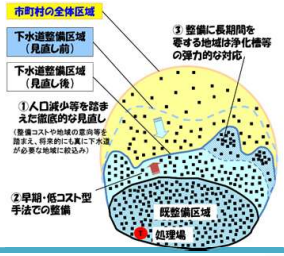

	秋田県の例		山形県新庄市の例	佐賀県の例
期間	令和2年度から実施		平成16年度から実施	平成28年度実施
概要	○県がリーダーシップをとり、県と県内市町村からなる連絡協議会を通じて、市町村と課題等を共有・連携することよって、「汚水処理施設の統廃合」と「汚泥処理の共同化」を実施		○新庄市の処理場を中核とし、新庄市と周辺6町村の処理場を集中管理	○浄化槽の整備促進を含め、地域に適した整備手法の選定等を実施
背景	○人口減少下における下水道事業運営の効率化を図るため、広域化・共同化に取り組む		○先行して建設された新庄市の処理場を中核とした圏域一体での整備について、周辺市町村からの要望をきっかけに検討	○都道府県構想の見直しを通じて検討
取組内容	○流域下水道に接続し、単独公共下水道の処理場を廃止	○県及び関係市町村等の施設から発生する汚泥を流域下水道の処理場に新設する施設で共同・集約処理し、資源化を実施	○新庄市の処理場を中核施設として、管内の処理場をICTを活用して遠方から集中管理・監視（処理場の無人化や整備等の一体整備等） ○定期巡回による保守点検や水質試験を一括実施	○未整備地区においては、個別処理の割合を高めるとともに、浄化槽区域の普及率について指標設定 ○既整備地区においては、水洗化率を指標として定め、経営安定化を図る
効果	○維持管理費・改築更新投資を削減（50年間の試算） ・維持管理費 約70億円減 ・改築更新投資 約50億円減	○維持管理費・改築更新投資を削減（20年間の試算） ・維持管理費6億円減 ・改築更新投資（既存施設を更新しない） 約34億円減	○維持管理費を削減 ・年間約3,000万円減	○浄化槽（個別処理方式）に転換 （個別処理人口割合18.5%→22.3%） ○処理区の統廃合数が増加 （処理区19箇所減）

下水道事業における広域化・共同化の推進について

＜広域化・共同化の推進の背景・効果＞

○　人口減少等に伴うサービス需要の減少、施設等の老朽化に伴う更新需要の増大等、下水道事業を取り巻く経営環境が厳しさを増しつつある中で、下水道事業の持続的な経営の確保が求められているところ。

○　管渠を接続し、汚水処理場を統合する方策が最も効率的であり、市町村間の統合も積極的に推進する必要があるが、調整に難航するケースが多いことから、都道府県の調整が重要。

○　一方、地理的要因等により汚水処理場の統廃合が困難な地域においても、維持管理・事務の共同化により、維持管理費用の削減等の効果。

＜「広域化・共同化計画」の策定＞　（国交省、農水省、環境省と連携）

○　平成30年１月に、「汚水処理の事業運営に係る「広域化・共同化計画」の策定について」を発出し、各都道府県に対し、令和４年度までに「広域化・共同化計画」を策定することを要請し、全ての都道府県で策定済み。

【処理場の統廃合】

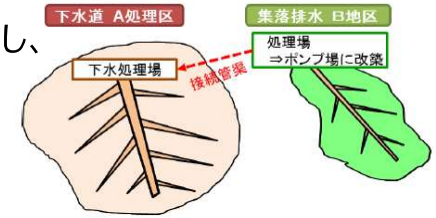

＜地方財政措置（現行）＞

○　複数市町村の事業及び市町村内で実施する複数事業の施設の統合や同一下水道事業内の処理区統合に必要となる管渠等の広域化・共同化に要する施設等整備費について、**通常分から繰出基準を１割引上げ、元利償還金の28～56%を普通交付税措置**

○　**流域下水道への統合のための接続管渠等の整備について、更に繰出基準を１割引上げ、元利償還金の35～63%を普通交付税措置**

○　都道府県が実施する広域化・共同化を推進するための調査検討に要する経費について、普通交付税措置　（令和５年度～令和７年度）。

＜処理区域内人口密度25以上50未満（人/ha）の例＞

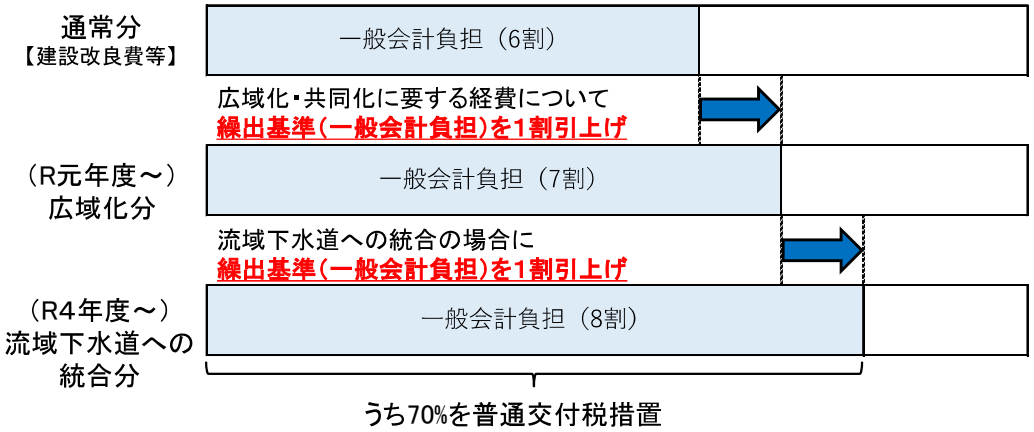

＜地方財政措置＝繰出基準×交付税措置率＞

処理区域内人口密度（人/ha）	通常分※1【建設改良費等】	（R元年度～）広域化分※2、3	（R4年度～）流域下水道への統合分
100以上	16%	28%	35%
75以上100未満	23%	35%	42%
50以上75未満	30%	42%	49%
25以上50未満	37%	49%	56%
25未満	44%	56%	63%

※1　通常分は事業費補正分に加え、5%の単位費用分を措置
※2　令和4年度から同一下水道事業内の処理区統合を対象に追加
※3　令和5年度から複数の地方公共団体で事務を共同で処理する際に必要なシステム整備費を対象に追加

総務省「上下水道の経営基盤強化に関する研究会」について

１．開催趣旨

○　人口減少等による料金収入の減少や、施設・管路等の老朽化に伴う更新投資の増大、令和６年能登半島地震を踏まえた災害への備えの必要性の増大など、上下水道事業を取り巻く経営環境は厳しさを増している。

○　こうした中で、将来にわたって上下水道の住民サービスを持続可能なものとするため、各事業の実情を踏まえ、経営基盤の強化に資する取組等を推進する必要がある。

○ このため、総務省自治財政局として、学識経験者や実務経験者、地方自治体職員等により構成する研究会を開催し、上下水道事業をめぐる諸課題について意見を伺うことにより、経営基盤の強化に資する取組など、上下水道事業の持続可能な経営を確保するための方策等について検討を行うため、研究会を開催（令和６年９月～）している。

２．検討事項

○　能登半島地震における上下水道施設の被災状況や対応を踏まえた上下水道事業の地震対策等のあり方

○　**将来にわたって安定的にサービスを提供するための上下水道事業の経営等のあり方**　等

３．主な論点

〇組織・体制等に係る検討の視点

- 今後、上下水道事業を持続可能なものとするために、**各経営体が自ら実施すべき業務は何か**、民間活用が可能な業務は何か。
- 必要な組織・体制はどうあるべきか。

〇目指すべき経営体の姿について

- **経営広域化にあたってどのような単位での経営体を目指すべきか。**

〇都道府県の関与のあり方等について

- 経営広域化等にあたって都道府県はどのように関与していくべきか。
- 経営広域化を具体的にどのように進めていくのが適切か。

〇経営基盤の強化のための財政措置のあり方

（総務省）上下水道の経営基盤強化に関する検討会における議論

第７回「論点整理」下水道事業部分抜粋

１．上下水道事業に係る基本的な考え方

○　上下水道事業では人口減少等により施設が過剰となることが見込まれる中、**施設の更新等を行っていくにあたっては、災害発生時のリスク管理の観点**も踏まえつつ、都道府県単位などより広域的な視点から、（中略）**下水道事業における集落排水の浄化槽への転換などダウンサイジングを含めた全体の最適化など、施設のあり方や将来見通しについての検討が必要**か。

○　特に小規模な市町村においては、事業を１名で担当しているケースも存在するなど、技術職を含めた職員の確保については中小規模の自治体では喫緊の課題となっている。**将来を見据えて、安定的にサービスを提供していくためには、一定程度の組織規模を確保することが必要であり、早急かつ広域的な対応が求められるか**。

○　下水道事業においては、これまで、各都道府県の広域化・共同化計画において施設の集約化等が位置づけられ、各種取組が進められるなど、国・自治体ともに施設の統廃合などのハード中心の広域化・共同化に注力してきたこと、老朽化等の課題が顕在化していなかったことなどにより、事業開始後に経営広域化を実施した事例が現時点では見られない。先述の下水道事業を取り巻く課題を踏まえれば、**広域的な視点からの経営の必要があるか**。

○　従って、上下水道事業ともに、**施設の集約化等によるスケールメリットのみならず、人材確保の観点から、経営広域化を進め、経営資源の集約化による経営基盤の強化を早急に進めていく必要**があるか。

２．経営広域化に係る検討の視点

○　上下水道事業の業務について、**適正な料金水準の設定、中長期的な投資計画や財政試算、施設建設・維持管理に係るモニタリング、危機管理対応等については事業運営にあたってのコア業務**であると言えるか。

○　現在、**上下水道事業については市町村経営が原則とされているが、今後の経営広域化にあたっては、あるべき経営体の姿**について、少なくとも以下の点を勘案して考えていく必要があるか。

- **ダウンサイジングを始めとして、広域的な視点から経営体内において全体の最適化**を行うことができること
- 災害への備えも含め、**特に技術職を念頭に安定的に人材が確保できること**
- **安定的な財政基盤を確立できること**

○　経営広域化の単位について、都道府県単位、流域単位など様々なパターンが考えられるが、各自治体の自発的な広域化を進めて行く場合に、小規模自治体を念頭に広域化等に取り残される、**いわゆる「虫食い状態」が生じる懸念**があることをどのように考えるか。

３．都道府県の関与のあり方等について

○　各市町村が実施する上下水道事業はそれぞれ課題を抱えており、利害が対立する場合が生じうる。一方で、人材面については特に早急な対応が求められることから、**都道府県が広域的な視点から、利害調整も含めて経営広域化に向けた中心的な役割を担うことが必要か**。

○　また、**下水道事業におけるダウンサイジングを含めた最適化の検討にあたっては、集合処理方式から合併浄化槽への転換も考えられるため、手続面を始めとして自治体の検討が進むような方策を検討する必要**があるか。

【静岡県南伊豆町】
漁業集落排水から個別浄化槽への転換

広域化等 | **下水道事業**

静岡県賀茂郡南伊豆町生活環境課

● 取組の概要

汚水処理の方法を適正化するため、漁業集落排水施設から個人設置型浄化槽への転換を行った。

◆総事業費　浄化槽設置に関する補助144,436千円、 処理施設の解体等30,928千円

◆背景

- 入間地区漁業集落排水施設（昭和58年着工）は、人口減少や観光業の衰退により、施設利用率が低下していた。さらに、今後の人口減少により、住民の使用料負担額が増額することが見込まれた。
- この状況を改善するため、人口密度が小さいエリアにおいて経済性が高い（１戸あたりの経費が一番小さくなる）個別浄化槽※1へ転換することとした。

※１中西準子、沖野外輝夫共著　下水道計画論：駒ケ根市の下水道の環境アセスメント　武蔵野書房　1982.7

◆具体的内容

- 個人設置型浄化槽に対し、設置費を100％補助することで、２年間で全戸（68戸）に浄化槽が設置された。随時、供用開始し、漁業集落排水施設を用途廃止した。

◆効果

- 転換により、「過大な集合処理施設を維持する経費」と｛「個人が浄化槽を維持する経費」＋「転換に係る経費」｝の差の分の経費が削減された。
- 半数以上の住民の金銭的負担が軽減された。

● 取組のポイント

- 過疎債の活用　総事業費のうち、140,300千円について過疎対策事業債を借入した。
- 管工事組合の活躍　設置補助申請・施工について組合員6者が、連携して請負した。
- **住民の理解　自治会が形成する管理組合が集排の維持管理と使用料徴収を担っていたため、効果に関する住民理解度は高く、合意形成も早かった。（住民説明会等：全５回実施）**
- 個人設置型浄化槽の維持管理　維持管理の品質を確保するため、点検・清掃業者との契約を補助要件とした。
- 財産処分手続き　水産庁に対する手続きに想定外の時間を要した。（返還は無し）
- 点検・清掃業者　集排、個別浄化槽のいずれも同種の登録、許可業者が受注していることから、受注機会の損失は無い。

● 公営企業情報

- 行政区域内人口　7,505人（令和6年1月1日時点）
- 行政区域内面積　110.6 Km^2（令和6年1月1日時点）
- 集合処理接続人口　1,608人（令和5年度決算）

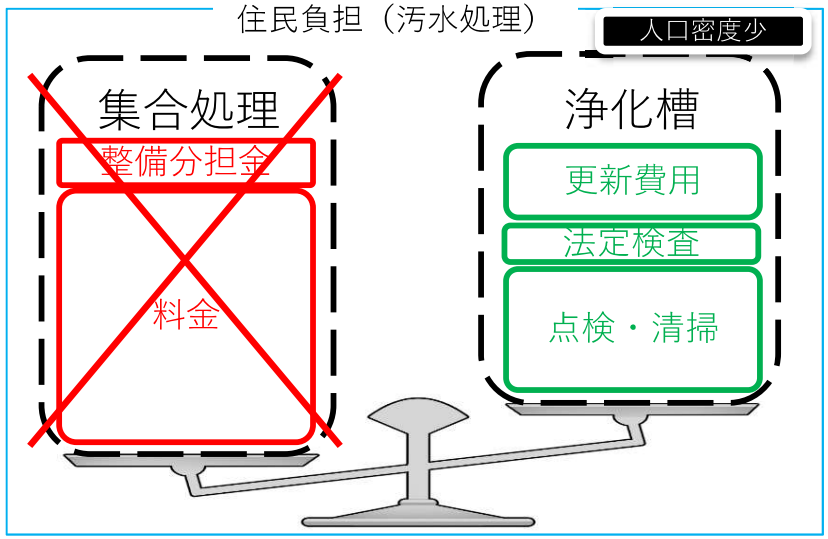

● 取組のスケジュール

- 平成30年度に地元自治会と廃止に向けた協議を開始し、令和５年度に施設を廃止。
- 令和２年度から令和３年度までに浄化槽の設置補助を完了した。

● 今後の展望

- 引き続き、浄化槽法に基づく適切な汚水処理の実施による水環境の保全に取り組む。
- 町内に残り３つの漁業集落排水施設と１つの公共下水道があり、地方公営企業法に基づき適切に経営しなければならない。一方で、累積欠損金があるため、事業継続の可能性を検証する。

個人設置型合併浄化槽への転換事例（静岡県南伊豆町）

第８回研究会資料抜粋

● 取組の概要

汚水処理の方法を適正化するため、人口密度が小さいエリアにおいて漁業集落排水施設から経済性が高い（１戸あたりの経費が一番小さくなる）個人設置型浄化槽への転換を行った。

● 公営企業情報

- 行政区域内人口　7,505人（令和6年1月1日時点）
- 行政区域内面積　110.6 Km²（令和6年1月1日時点）
- 集合処理接続人口　1,608人（令和5年度決算）

● 具体的内容

- 個人設置型浄化槽に対し、設置費を100％補助することで、２年間で全戸（68戸）に浄化槽が設置された。随時、供用開始し、漁業集落排水施設を用途廃止した。

● 財源スキーム

・総事業費 ： 浄化槽設置に関する補助144,436千円、 処理施設の解体等30,928千円

・**処理施設の解体等については、一般会計において過疎対策事業債（ソフト）の活用により対応**

・**浄化槽設置費については、一般会計において過疎対策事業債（ハード）の活用等により対応**

廃止した施設		処理施設１か所（漁業集落排水）
対象施設を整備する際に活用した補助金		漁業集落環境整備事業補助金
廃止等に要した経費	施設撤去費	処理施設の解体等　30,928千円
	繰上償還	―（償還済のため）
	補助金の返還	―（財産処分基準に該当）
	その他	浄化槽設置費　144,436千円（※１）

※１　個人設置型浄化槽の維持管理　維持管理の品質を確保するため、点検・清掃業者との契約を補助要件としている。

【参考】合併処理浄化槽に係る地方財政措置（現行）

第８回研究会資料抜粋

１．個人設置型合併処理浄化槽の整備（国庫補助事業、地方単独事業、S62～）

１.対象事業

個人が整備する合併処理浄化槽の設置費補助に係る地方負担額

２.地方財政措置

- 事業費の6/10については、個人負担。
- 公費負担分のうち、1/3については、環境省所管の循環型社会形成推進交付金等の対象。
- 公費負担分のうち地方負担分について、その８割を特別交付税措置。※財政力補正あり。
  ※単独事業の場合は、地方負担額に2/3を乗じて得た額の８割を特別交付税措置

【財源イメージ】※国庫補助事業の場合

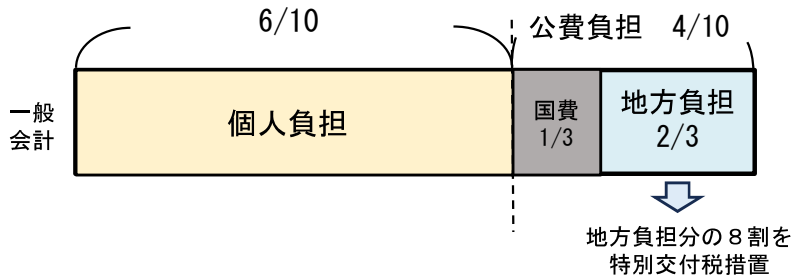

２．特定地域生活排水処理事業、簡易排水施設整備事業（国庫補助事業、H6～）

１.対象事業

環境省所管の循環型社会形成推進交付金等（補助率1/3）又は農林水産省所管の農山漁村振興交付金（補助率1/2）をうけて市町村が整備する合併処理浄化槽。

２.地方財政措置

- 地方負担分について下水道事業債を充当。元利償還金の７割について公費負担と設定。
- 一般会計繰出金の７割（元利償還金の49%）を普通交付税措置。

※1　特定地域生活排水処理事業：環境省所管交付金を受けて市町村が実施する、合併処理浄化槽の整備事業
※2　簡易排水施設整備事業：農水省所管交付金を受けて市町村が実施する、山村等の中山間地域において、各戸（３戸以上20戸未満）から排出される汚水を集合処理する合併処理浄化槽の整備事業

【財源イメージ】※特定地域生活排水処理事業の場合

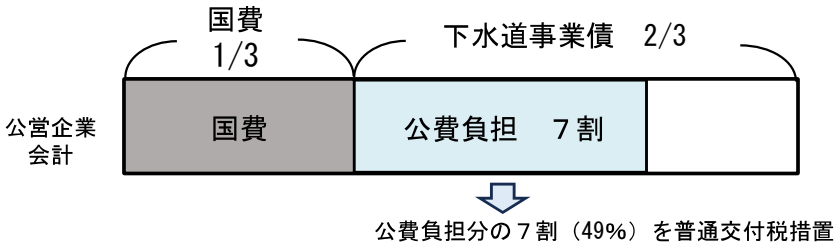

３．個別排水処理施設整備事業（地方単独事業）

１.対象事業

市町村が整備する合併処理浄化槽で国庫補助の対象とならない小規模事業（設置戸数20未満）

２.地方財政措置

- 事業費の1/3に対して下水道事業債（臨時措置分）を充当。
  臨時措置分について、全額公費負担とした上で、公費負担分の全額を普通交付税措置。
- 残余について、下水道事業債を充当し、７割について公費負担と設定し、一般会計繰出金の７割（元利償還金の49%）を普通交付税措置。

【財源イメージ】

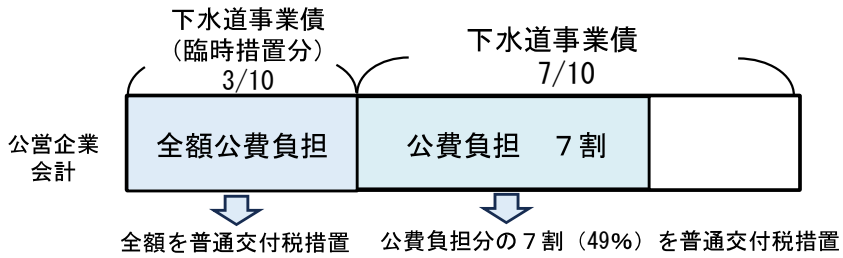

４．その他

１．浄化槽への転換に伴う公共下水道等の除却（公営企業施設等整理債）

【対象経費】施設及び設備の撤去並びに原状回復に要する経費、施設を建設した際の補助金等の返還に要する経費、施設を建設した際の公営企業債の繰上償還に要する経費　等
【交付税措置等】 充当率100%　元利償還金に対する交付税措置無し

２．高度処理に要する経費

【対象経費】 高度処理に要する経費（資本費・維持管理費）
【交付税措置等】 高度処理に要する経費の1/2を一般会計繰出。事業費に0.315を乗じた額を特別交付税措置。※実繰出額×0.7と比較していずれか低い方。財政力補正あり。

老朽化対策等に係る検討の視点①

第８回研究会資料「検討の視点」
ダウンサイジングに係る記述を抜粋

（老朽化対策、ダウンサイジングなど全体最適に向けた財政措置のあり方）　※第７回研究会提示論点

○　下水道事業について、Ｒ８概成を迎えることも踏まえて、今後においては**災害対応や老朽化対策、適切な維持管理を推進する観点から、財政措置のあり方を考える必要があるか**。

○　**ダウンサイジングを始め経営広域化等を円滑に実施するためにどのような財政措置が考えられるか**。

（下水道事業におけるダウンサイジングを含めた全体の最適化）

○　老朽化対策にあたっては、ダウンサイジングを含めた最適化の検討が必要となり、集合処理方式から合併処理浄化槽への転換も考えられる一方で、現時点では実際に転換した自治体や検討に着手した自治体は限定的となっており、ノウハウの蓄積が乏しい。

⇒　この点、手続面を始めとして、検討自治体が直面する課題（既存施設の取り扱いや地域における合意形成等）について具体的なものを洗い出した上で、**転換に係るＱ＆Ａ等の整備を行っていく必要**があるか。

○　その上で、浄化槽に対する財政措置の検討にあたっては、これまで地域の実情を十分考慮した効果的な下水処理方式及び維持管理方式を選択する等地域の特性に応じた下水道整備を推進する観点から拡充を行ってきた一方で、浄化槽転換にあたっては、既存施設に係る施設撤去等、**一時的な財政負担が生じることが自治体における検討の阻害要因となる可能性**がある。

⇒　各自治体において、中長期的な視点に立って、それぞれの地域の特性に応じた全体最適化を行うことができるよう、浄化槽へのダウンサイジングに係る**具体的な財政需要の洗い出し等を行っていく必要**があるか。
　また、個人設置型合併浄化槽への転換にあたって公営企業施設等整理債を活用した場合、転換対象地域外の住民が当該費用を負担することも想定されるため、**受益者負担との関係から費用負担のあり方について検討していく必要**があるか。

上下水道事業の「経営広域化」の推進

第５回　国交省「上下水道政策の基本的なあり方検討会」資料抜粋

〇広域連携には様々なレベルがあるが、経営基盤の強化の観点からは、**経営主体が単一となり、経営資源（ヒト･モノ･カネ）を一元的に管理する「経営広域化」（事業統合または経営の一体化）を特に推進する必要。**

〇経営広域化により執行体制の強化、経営規模の拡大、一元的なマネジメントが図られ、事業体･住民･産業界全体への多様な効果･メリットが期待。

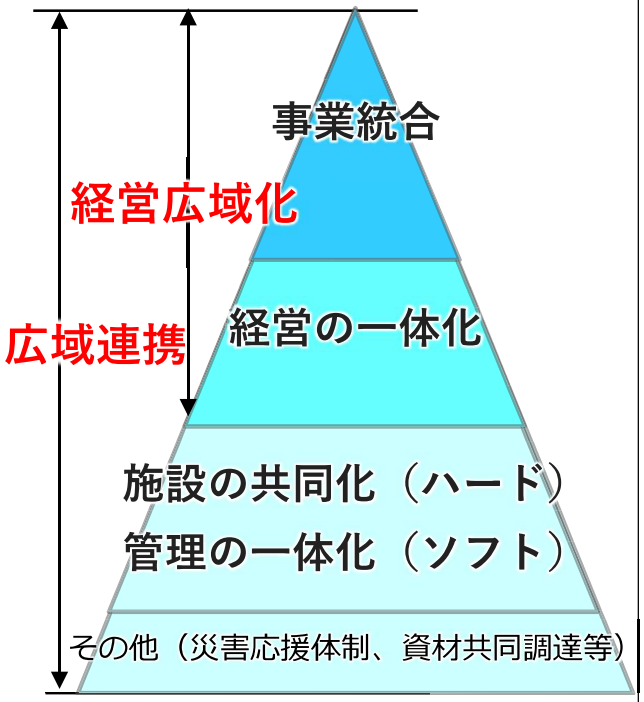

経営広域化（事業統合または経営の一体化）

※事業統合の場合は、事業認可（水道）または事業計画（下水道）から一本化するため、個々の事業は残らない（会計・料金も原則統一）

経営広域化により期待される効果・メリット

執行体制強化

- 業務当たりの職員数の増加や部門の最適化等により、分業体制が確保しやすくなり、専門性（技術力、発注能力、経営面等）が向上。従前は検討が困難だった課題に取り組みやすくなる
- 組織内の応援体制の充実による災害対応力の強化
- 中長期的な人材確保への寄与（計画的な採用、技術の継承等）

経営規模拡大

- 発注規模の拡大により、官民連携等での民間の参画意欲や創意工夫を促進
- 一括発注により、官民双方の人的資源の有効活用や、資機材等の規格の統一化を促進

一元的マネジメント

- 全体最適を意識した、長期的な視野にたったハード･ソフト両面での生産性向上を推進しやすくなる

施設の共同化（ハード）

- 浄水場、処理場等の共同化

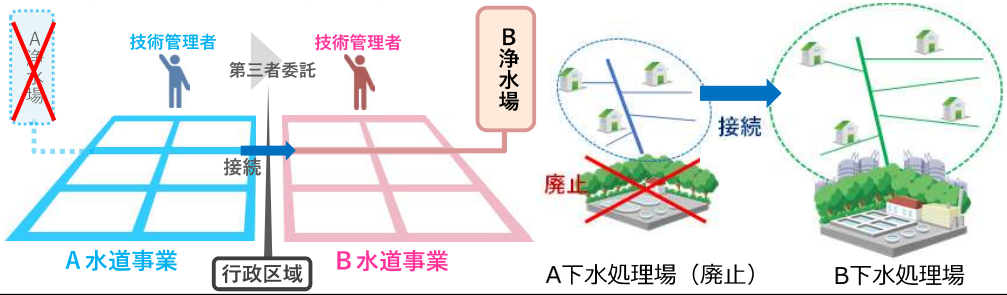

管理の一体化（ソフト）

- 維持管理業務の共同発注（共同化した施設の管理、水質検査等）
- 台帳、給排水工事申請、集中監視など各種システムの統一

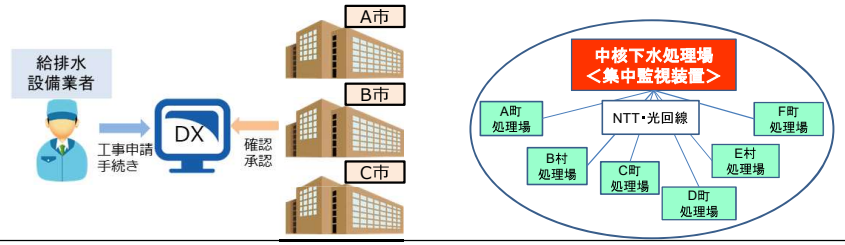

3.3 熊本県の現状

第６回　総務省「上下水道の経営基盤強化に関する研究会」メタ・ウォーター発表資料抜粋

- ◆ 人口集積地域の自治体の7割（14自治体）が**様々なタイプの**WPPP検討を実施中
- ◆ 広域化の核となるSPCは存在するが**官側のプロフィットやリスクの見える化**が課題
- ◆ 広域化より先にWPPPが事業化する可能性が高い（**広域化の鈍化**が予測される）

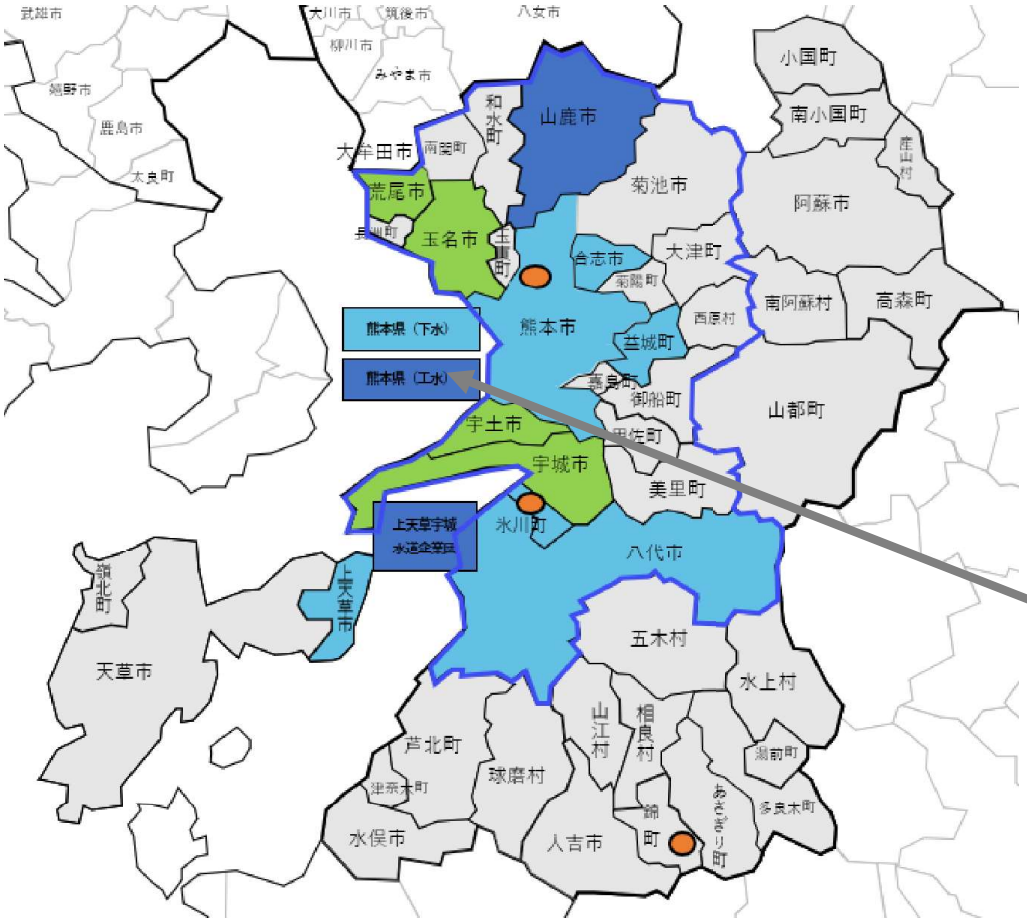

	上水道 WPPP検討自治体
	下水道 WPPP検討自治体
	上下水道一体 WPPP検討自治体
●	熊本県流域 下水処理場

～広域型の核となり得る既存SPCの例～

熊本県工業用水 コンセッションはSPCの事業目的が、『本事業並びに県の承諾を得て行う熊本県内及び周辺の公共団体又は工業用水道の使用者から受託して行う水道分野等におけるその他の事業の遂行に限定されていること。』とされており、**類似事業への展開可ではあるものの、実際は当該事業費（6億円/年）の数十%を超える事業契約は利害関係者の同意は得難い**のが現実。

Copyright © METAWATER. CO., LTD. All Rights Reserved.

令和7年度「地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業」

～ 総務省と地方公共団体金融機構の共同事業 ～

○　人口減少が進展する一方で、インフラ資産の大規模な更新時期を迎える中、財政・経営状況やストック情報等を的確に把握し、「見える化」した上で、中長期的な見通しに基づく持続的な財政運営・経営を行う必要性が高まっている

○　しかしながら、地方公共団体においては、人材不足等のため、こうした経営・財務マネジメントに係る「知識・ノウハウ」が不足し、小規模市町村を中心に公営企業の経営改革やストックマネジメント等の取組の推進に困難を伴っている団体もあるところ

➡ **地方公共団体の経営・財務マネジメントを強化**し、財政運営の質の向上を図るため、**総務省と地方公共団体金融機構の共同事業**として、**団体の状況や要請に応じてアドバイザーを派遣**

事業のポイント

① アドバイザーは、自治体職員・OB、公認会計士、学識経験者等の**専門的な人材が務め、それぞれの団体が選択**

② アドバイザーの**派遣経費（謝金、旅費）は、地方公共団体金融機構が負担し（団体の負担なし）、直接支払う**

事業概要

（１）　支援分野

○　公営企業・第三セクター等の経営改革
- ＤＸ・ＧＸの取組
- 経営戦略の改定・経営改善
- 公立病院経営強化プランの改定・経営強化の取組
- **上下水道の広域化等**
- 第三セクター等の経営健全化

○　公営企業会計の適用

○　地方公会計の整備・活用

○　公共施設等総合管理計画の見直し・実行

○　地方公共団体のＤＸ（消防防災ＤＸなど）

○　地方公共団体のＧＸ

○　**地方公共団体間の広域連携**
（公共施設の集約化等、専門人材の確保、事務の共同実施）

○　地方税務行政のＤＸ等（課税事務の効率化、徴収事務の効率化）

○　首長・管理者向けトップセミナー

※　下線部は、R7.4月(地方税務行政のＤＸ等はR7.7月予定)に支援分野の創設等を行うもの

（２）　支援の方法

個別の地方公共団体に派遣

課題対応アドバイス事業	課題達成支援事業
上記の支援分野について、アドバイスを必要とする団体の要請に応じて派遣	上記の支援分野に係る特定の課題の達成が困難となっている団体に対して、アドバイザーの活用を個別に要請

都道府県に派遣

啓発・研修事業
都道府県が市区町村等に対する研修会・相談会を開催する場合に、講師として派遣

令和７年１０月３１日
県市町村連携推進会議
意見交換資料

資料５

下水道等のライフライン施設の管理のあり方について

岩手県県土整備部

1　いわて県民計画(2019～2028)における位置付け

政策推進プラン　Ⅳ居住環境・コミュニティ

21　快適で豊かな暮らしを支える生活環境をつくります

《県が取り組む具体的な推進方策》

・　人口減少等の影響を考慮しつつ、市町村との連携による、地域の実情に合った効率的な汚水処理施設の整備を推進します。

・　汚水処理施設の持続的な運営を図るために、下水道事業等の効率的な経営の助言や、広域化・共同化計画に基づく市町村の取組を促進します。

2　いわて汚水処理ビジョンにおける位置付け

（1）　汚水処理施設の整備方針について

・　岩手県における汚水処理施設の整備は、県と市町村が連携して策定した「いわて汚水処理ビジョン2017」をもとに、地域の実情に応じて経済的かつ効率的な整備手法で進めています。

・　ビジョンでは、2025年度末までに汚水処理人口普及率を91%にする目標を掲げました。

・　また、施設の維持管理費や更新費用の低減のため、施設の統廃合を進め、広域化・共同化に取り組むこととしています。

2 いわて汚水処理ビジョンにおける位置付け

（2） 岩手県汚水処理事業広域化・共同化計画について

・ 持続可能な事業運営を確保していくためには、各汚水処理事業体としての経営改善はもとより、地域や市町村の枠を超えた施設の広域化や維持管理の共同化など、スケールメリットや相互連携を生かした取組が有効とされていることから、令和4年8月、「岩手県汚水処理事業広域化・共同化計画」を策定しました。

・ 計画では、汚水処理施設の統廃合などにより、汚水量の減少や施設稼働率の状況を見据えた設備の有効活用を推進するとともに、処理場等の維持管理の共同化などにより、効率的な維持管理に取り組むこととしています。

2 いわて汚水処理ビジョンにおける位置付け

（3） 汚水処理施設の統廃合の状況について

区分	状　　況
公共下水道	・25市町村34地区で整備。 ・これまで2地区を流域下水道へ統合し、現在は25市町村32地区で供用中。
特定環境保全公共下水道	・12市町村18地区で整備。 ・これまで1地区を流域下水道へ統合し、現在は12市町村17地区で供用中。
農業集落排水施設	・22市町村121地区で整備。 ・これまで25地区を公共下水道や他地区の農業集落排水施設へ統廃合し、現在は20市町村96地区で供用中。
漁業集落排水施設	・10市町村31地区で整備。 ・これまで8地区を公共下水道や他地区の漁業集落排水施設へ統廃合し、現在は10市町村23地区で供用中。

3　統廃合が困難な汚水処理施設について

○　地理的要因等により、処理場統廃合の実現が困難な場合、人口減少を踏まえた老朽化対策としては、

1　大型浄化槽を導入し、設備のダウンサイジングを行う方法や、

2　個別浄化槽を各戸に導入する方法

などが考えられることから、地域の実情に応じた老朽化対策の検討や地域住民の合意形成などが必要と考えます。

考えられる対策（例）	内　　容
大型浄化槽の導入	・老朽化または標準耐用年数を経過した農業集落排水施設について、現在の設備の更新・改修により継続使用する案と、人口減少を見据え大型浄化槽を整備（ダウンサイジング）する案で比較検討を行い、経済的な案を採用。
個別浄化槽の導入	・農業集落排水施設を廃止し、水洗化済みの家屋については、合併浄化槽を機能保障として整備するなど、集合処理方式から個別処理方式へ見直す。